地区危機管理
ハンドブック

Rotary
District 2650

国際ロータリー第２６５０地区
危機管理委員会

目　次

■ 国際ロータリー第 2650 地区危機管理総則

■ 第 2650 地区危機管理委員会規定

■ RI の青少年と接する際の行動規範に関する声明

■ RI のゼロ容認方針について

■ 第 2650 地区青少年保護方針

■ 虐待とハラスメントの申し立てに関する指針

■ 青少年ボランティア誓約書等

■ 危機管理委員会構成図

■ 参考資料

国際ロータリー第２６５０地区 危機管理総則

地域社会のリーダー的メンバーによって構成されるロータリーには、常に高い道徳性と社会的責任が求められる。
危機管理が問われている現代社会において、国際ロータリー第２６５０地区は、ロータリーの活動に関連して起こりうる危機に対し、率先してその社会的責任を全うする必要があるとの認識に基づき、ここにガバナー統括の下、第三者委員を含む危機管理委員会を設置し、ロータリーの信頼を高めることとする。

第１条 （ロータリーにとっての危機管理の危機）
国際ロータリー第２６５０地区、地区内各ロータリークラブ、ローターアクトクラブ、ロータリアン、ローターアクターにとって、「好ましくない事態の全て」を危機管理の「危機」とする。
ただし、ロータリークラブ、ローターアクトクラブ内あるいはロータリアン、ローターアクター相互間の人的・内的諸問題は除く。

第２条 （危機管理委員会の任務）
危機管理委員会は、前条に規定された危機について、その防止・解決のため必要な提言や適切な指導・助言を行うと共に、第４条の手続きによって当委員会に報告のあった危機事案が対処事案であるかどうかを判断の上、適切な対処のための方策を講ずることを任務とする。

第３条 （危機管理委員会の構成）
危機管理委員会は、ガバナーが任命するロータリアン、ローターアクター及びそれ以外の第三者により構成される組織とする。

第４条 （危機事案の報告）
第１条の危機に相当する事案が発生した場合には、地区委員会、地区内各ロータリークラブ、ローターアクトクラブ、ロータリアン、ローターアクターは、速やかに危機管理委員会に報告しなければならない。

第５条 （危機管理委員会の決定事項の遵守）
危機管理委員会の決定事項は、これを遵守するものとする。

第６条 （保険）
地区は、危機への対応のため必要な保険に加入する。

第７条 （危機管理基金）
危機発生時の対応に必要な資金として、地区に危機管理基金を常設する。
その管理・執行は、危機管理委員会の決定に従う。

第８条
この総則の実施に必要な事項は別途定める。

国際ロータリー第 2650 地区危機管理委員会規定

目次

第１章　総則
第２章　危機管理委員会
第３章　青少年奉仕プログラムに関する特別規定

第１章　総則

第１条　(趣旨)
国際ロータリー第 2650 地区危機管理総則第８条に基づき 、危機管理委員会の組織および運営に必要な事項に関してこの規定を定める。

第２条(定義)
国際ロータリー第 2650 地区、地区内各ロータリークラブ、ローターアクトクラブ、ロータリアン、ローターアクターにとって、「好ましくない事態の全て」を危機管理の「危機」とする。 ただし、ロータリークラブ、ローターアクトクラブ内あるいはロータリアン、ローターアクター相互間の人的・内的諸問題は除く。

第２章　危機管理委員会

（危機管理委員会の任務）
第３条　危機管理委員会は 、危機について、その防止・解決のために必要な提言や指導・ 助言を行うとともに、当委員会に報告のあった危機事案が対処事案であるかどうか判断の上、適切な対処のための方策を講ずることを任務とする。
1. 報告のあった事案について法令上所定の機関への通告等の義務がある場合は、 これに従うほか、報告された内容が犯罪に該当すると判断したときは、原則としてガバナーにおいて適時に刑事当局に対する手続きを行う。
2. 地区として適切かつ一貫した対応を図り関係者の権利を保護するため、報道機 関等の外部への発表は、危機管理委員会において定める者がこれにあたるものとし、その他の委員ならびに関係者は、知り得た情報を外部および他のロータリアン等に提供してはならない。

（危機管理委員会の構成）
第４条　危機管理委員会は、次に挙げる委員をもって組織する。
（１）ガバナーが指名するガバナー補佐もしくはパストガバナー
（２）ガバナーエレクト
（３）ガバナーノミニー
（４）地区青少年奉仕委員長
（５）地区青少年育成委員長（RYLA 担当）
（６）地区青少年交換委員長
（７）地区ローターアクト委員長（ロータリアン１名、地区 RA 代表１名）
（８）地区インターアクト委員長
（９）地区学友委員長
（１０）地区財団委員長
（１１）地区米山奨学委員長
（１２）地区公共イメージ委員長
（１３）ガバナーが指名する地区研修委員もしくは地区危機管理委員会委員経験者
（１４）ガバナーが委嘱するロータリアン以外の外部有識者２名以上（その中には、司法関係者、メディア関係者、あるいはこれに精通した者を含む）
（１５）前各号の者に弁護士各１名以上を含まないときは、ロータリアンからこれらの者各１名以上を委員としてガバナーが委嘱する。
ただし、上記委員会構成には女性委員を１名以上含むものとする。
2. 各委員の任期は２年とし、再任されることができる。

3. 危機管理委員会の委員長は委員の中から選任する。
4. 委員の中から副委員長若干名を定めることができる。
5. 委員長は、委員会を招集し、業務を統括する。
6. 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員会が定めた順位により、副委員長がこれに当たる。
7. 危機委員会は第三者機関的立場にあることに鑑み、弁護士以外にも医師等の専門家を委員として選任することが推奨される。
8. 青少年保護の目的から、危機事案が発生した場合には、青少年奉仕、青少年交換、ローターアクト、インターアクト、青少年育成、地区学友、米山奨学、地区ロータリー財団、公共イメージ委員会の各委員長は、危機管理委員会の要請に従い、事案の調査、報告等に協力するものとする。

第５条（危機事案の報告）
危機に相当する事案が発生した場合には、地区委員会、地区内ロータリークラブ、ローターアクトクラブ、ロータリアン、ローターアクターは、速やかに危機管理委員会に報告しなければならない 。

第６条 （危機管理委員会の開催）
危機管理委員会は危機事案の報告を受けたとき、または、危機に相当する事案が発生したと認めたときは、速やかに危機管理委員会を開催しなければならない。

2. 危機管理委員会の開催にあたって､危機管理委員長は 、地区ガバナーに出席を求めることができる。

第７条（危機管理委員会の決議）
危機管理委員会の決議は、委員の２分の１以上が出席し（委任状による出席を含む)、その過半数をもって行う。同数の際は、委員長が決するところによる。

第８条（緊急時における危機管理委員会の開催）
災害・事故・政変等の緊急を要する危機に敏速な対応が必要な場合、危機管理委員長は、前条にかかわらず、必要な処置を行うことができる。ただし、次の危機管理委員会において報告し、承認を受けなければならない。

第９条（危機管理委員会の決定事項の遵守）
危機管理委員会の決定事項は、これを遵守するものとする。

第１０条（守秘義務）
個別事案の調査および対応に関与する者は、当事者その他の関係者のプライバシーを含めその権利の保護に配慮するとともに、任務遂行上知り得た秘密を漏らしてはならないものとし、その任務を退いた後も、同様とする。

第１１条（庶務）
危機管理委員会に関する庶務は､地区ガバナー事務所が行い､ガバナーの指名する地区幹事が担当する。

第３章 青少年奉仕プログラムに対する特別規定

第１２条（青少年奉仕プログラムにおける地区の責務）
地区は、地区において実施する青少年奉仕プログラムに参加するすべての青少年の安全と健康および健全な生活を守り、交通災害 、自然災害等の事故・災害からの保護と身体的 、性的、精神的虐待あるいはハラスメント（以下、ハラスメント等という）を防止するとともに、事態の発生の場合の適切な対応のために必要な業務を行う。

第１３条（青少年奉仕プログラムに関係する地区委員長の責務）
青少年奉仕プログラムに関係する地区委員会の委員長は、危機管理委員会との連携を図りつつ、プログラムに参加するロータリアン、ローターアクターおよびロータリアン以外の者に対し、危機を防止するため適切な指導・啓発等を行うとともに、事態の発生の場合に青少年の安全と健康の確保など適切な対応に努めるものとする。

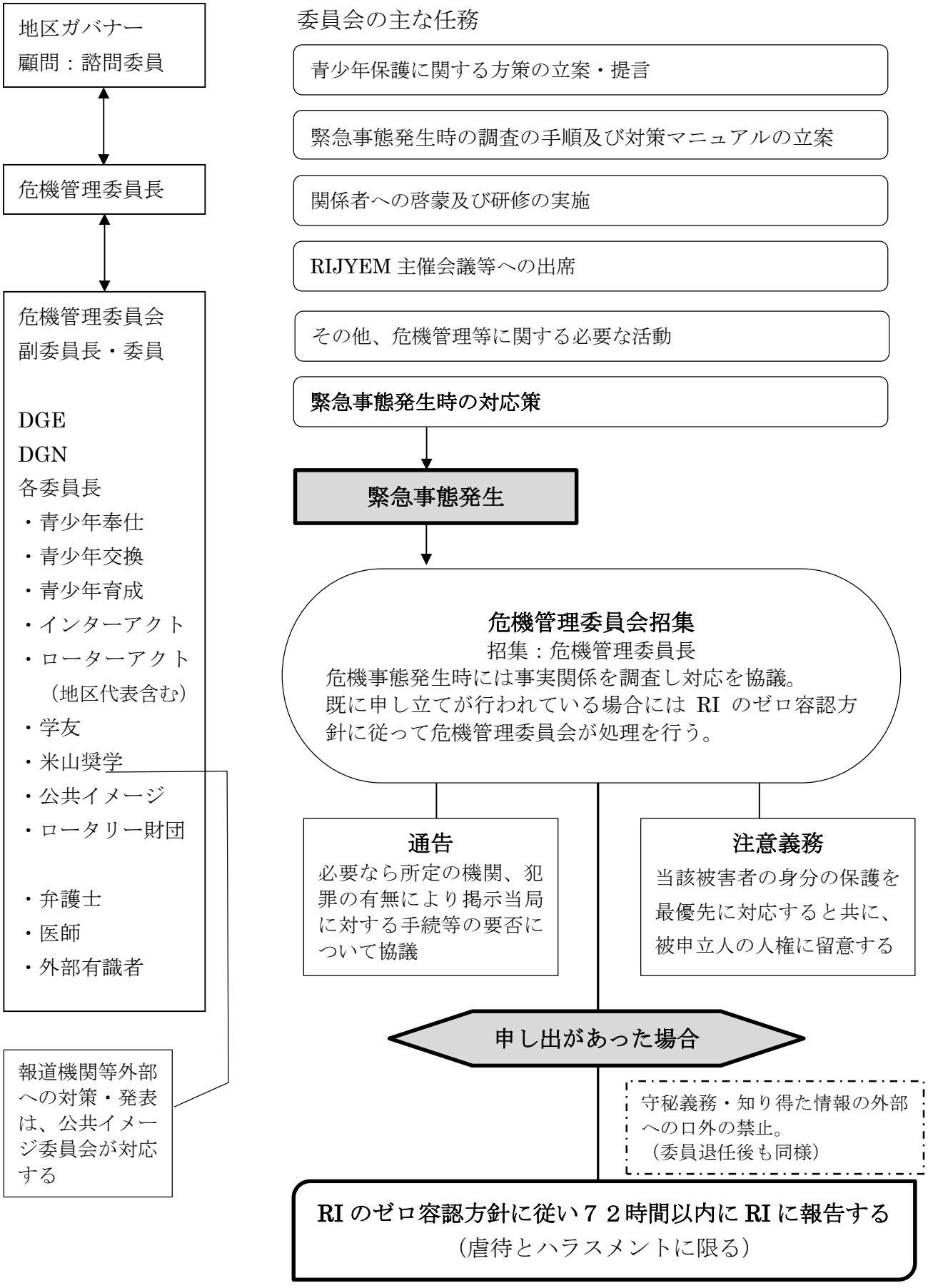
第１４条（青少年奉仕プログラムにおける危機管理委員会の業務）
第３条に定める危機管理委員会の任務には、青少年奉仕プログラムにおける次の事項を含むものとする。
（１）交通災害、自然災害等の事故・災害およびハラスメント等に起因する事態が発生した場合に事実関係を調査すること。
（２）前号の調査結果に基づき、当事者たる青少年の安全と健康の保護ならびに事態への適切な対処のための方策を講じること。
（３）前号のため必要な対策をガバナーに提言し、あるいは、関係委員会の委員長その他の関係者に対し必要な指示、指導を行うこと。
（４）青少年交換プログラムにおいて、プログラムに携わる関係者について、参加資格を調査・確認すること。
（５）青少年交換プログラムにおいて、当該事案について必要と認めたときは、原則として報告を受けたときから７２時間以内に申立てについてガバナーから国際ロータリーに報告し、その後の手はずと調査の結果および 講じられた措置について報告すること。
（６）その他危機管理、防止等に関し必要な業務。

第１５条（青少年の保護）
前条の調査および対応においては、当事者である青少年の安全と健康の保護を最優先とし、被申立人の権利にも留意する。

第１６条（改定）
本規定は、ガバナーによって規定される。ガバナーは、危機管理委員会の意見を聞いた上で、本規定を改定することができる 。

2021 年 7 月 1 日 制定

国際ロータリー第 2650 地区危機管理委員会関係図
設置場所：ガバナー事務所



国際ロータリーの青少年と接する際の行動規範に関する声明

この行動声明は、青少年と活動するあらゆる状況で ロータリアンが守るべき基本的な原則を規定しています。

国際ロータリーは、ロータリーの活動に参加するすべての青少年のために、安全な環境をつくり、維持するために努力している。ロータリアン、その配偶者、その他のボランティアは、接する児童および青少年の安全を考え、肉体的、性的、あるいは精神的な虐待から彼らの身の安全を守るため、最善を尽くす責任がある。

2006 年 11 月、RI 理事会により承認

「ロータリー青少年保護の手引き」（MY ROTARY から利用できます。）は安全かつ安心な環境で青少年がロータリープログラムや活動に参加できるようにするための、総合的な手引きです。地区の青少年を守るための効果的な手続きを作成・実施・維持するためのガイドラインも含まれています。
この手引きの内容は、地元の法令に合わせて 適宜変更し、地元で作成された研修資料と併せて利用してください。

ゼロ容認方針（ZERO TOLERANCE）とは

ゼロ容認方針とは、とにかく**セクハラや虐待の申し立ての報告があった場合**、被害を受けてから（報告があった場合）その真偽や重大性、刑事上の事件性があるなしにかかわらず 72 時間 以内に RI に報告するというも のです。また、**ゼロ容認方針**とは意を別にしますが、**RI に報告すべき重大事故や重篤な疾病等の発生した時**にも、関係するすべての学生の保護、安全確保、その後のケア等のために 72 時間以内に RI に報告する必要があります。ゼロ容認方針の考え方の前提として、セクハラや虐待を受けた（可能性のある）学生・青少年は、立場が非常に弱く、往々にして組織（ロータリーという組織も含まれる）は、隠ぺいなどにより、その組織自体を守ろうとする意識が強く働くものです。よってそれを避けるため、とにかく勇気を出して申し立てた報告に関しては、それがあったものとして受け止め、結果として、RI に報告することを求めているものです。

RI へ報告してその後、外部委員（ロータリアン以外の法曹関係者、医師その他有識者等）も含めた危機管理委員会で、真偽の調査や司法当局への通知が必要かどうかを判断します。その結果虚偽の報告とか、勘違いによる報告とか重大なトラブルではなく当地区内で十分解決できる事案であったなどの可能性もありますが、その後の手はずと調査の結果および結果としてとられた措置について、再度 RI に事後報告するという仕組みです。
まとめますと、事案の上程されてきた報告において、当該地区・クラブの判断で RI に報告するか、しないかを判断するものではなく、（RI への 報告は危機管理委員会が行います）とりあえず、危機管理に該当する事案が申し立てのルールに従って

申し立て報告された場合は、

① 学生たちの保護を第１優先として、被申立者からの分離、安全確保、またはその可能性を十分配慮する体制を即刻とること。
② それと同時に 72 時間以内に R I に申し立てがあったことの事実の報告をする。
③ その後、危機管理委員会で申立者の勘違い等による誤解や事案の真偽などを確認する。
④ 危機管理委員会はその後の手はずと調査の結果、および結果として取られた措置について RI に事後報告する。

結果として、誤解や重大でなかったもの等に関しても、RI はその最終結論を採用するというもので、最終の申立ての報告が該当事案に対し、影響を与え続けるものではないことを理解する必要があると思います。よって、RI への報告を、ためらいをもってはならないという事です。

第 2650 地区青少年保護方針

効果的な青少年保護方針を定め、これを導入することは、ロータリー青少年プログラムの参加者を守ろうとする地区の姿勢を明確に表すものである。本文書は、あらゆる青少年プログラムに関して、地区方針の基本的な枠組みを定めたものである。網掛けのセクションには、ロータリー青少年交換の認定条件が反映されている。

１．青少年と接する際の行動規範に関する声明

第 2650 地区は、ロータリーの活動に参加するすべての青少年のために安全な環境を作り、維持するよう努める。ロータリアン、その配偶者、その他のボランティアは、接触する児童および青少年の安全を考え、肉体的、性的、あるいは精神的な虐待から身の安全を守るため、最善を尽くす責任がある。

２．定義

ボランティア：監督者の有無に関わらず、ロータリーの青少年活動で学生と直接の接触を持つすべての成人。
ロータリーボランティアには以下が含まれる。

- クラブと地区の青少年プログラム役員と委員会委員
- ロータリー会員と非会員のカウンセラー
- 活動や外出において学生と行動をともにする、または学生に同行する人（ロータリアンであるなしを問わない)、およびその配偶者またはパートナー
- ホストファミリーの兄弟姉妹やその他の家族を含む、青少年交換のホストファミリーの親とその他同居している成人
- 地区に当てはまるボランティアの役割と説明をここに記載すること。

青少年プログラム参加者：年齢にかかわらず、ロータリー青少年プログラムに参加する人。

３．法人化と損害賠償保険

第 2650 地区は、特定非営利活動法人国際ロータリー日本青少年交換委員会と称する独立した法人の一部である。
特定非営利活動法人国際ロータリー日本青少年交換委員会は、東京都港区芝公園二丁目６番地１５号に所在し、日本国の「特定非営利活動促進法」によって法人化されたものであり、現在有効である。
第 2650 地区は適切な補償内容と限度額を備える損害賠償保険に加入している。本方針は、組織、従業員、またはボランティアの過失による第三者の損害賠償や訴訟から当組織を守るものである。

４．クラブの遵守事項

地区ガバナーは、ロータリー青少年交換に関連した活動を含む、地区内のあらゆる青少年活動の監督および管理を行う責任を負う。地区はすべて参加クラブが青少年保護およびロータリー青少年交換の認定条件を遵守するよう監督する。

ロータリー青少年交換に参加するすべてのクラブは、審査と認定のため、以下の書類を地区に提出しなければならない。

- クラブが地区および国際ロータリーの方針を遵守してプログラムを運営する旨を明記した署名入りの文書
- 申込書、面接、身元照会、犯罪歴調査が終了し、監督なしでプログラム参加者と接することが許可されるまで、ボランティアがプログラム参加者に接触することを禁止することの確認
- パンフレット、申請書、方針、ウェブサイトなど、青少年交換プログラムに関するクラブのあらゆる資料
- クラブが作成したあらゆる青少年保護の研修資料

５．ボランティアの選考と審査

国際ロータリーはいかなる形の虐待もハラスメントも許さない。青少年プログラム参加者との活動に興味があるすべてのロータリアンとその他のボランティアは、国際ロータリーおよび地区の認定条件を満たしていなければならない。

国際ロータリーは、性的虐待もしくはハラスメント、または地域社会で認められた行動基準に反する行為を自ら認め、有罪判決を受け、またはそれに関与したと認められたいかなるボランティアも、ロータリー会員であるかそうでないかを問わず、青少年プログラムに参加することを禁じている。
地区は、青少年との接触を禁止された人に関する極秘の記録を保管し、このような禁止が地区全体で年度を超えて一貫して施行されるようにしなければならない。
青少年活動への関与を禁止された人物は、地区インターアクト委員長、インターアクトクラブの顧問、地区 RYLA 委員長、地区青少年交換委員長、地区青少年保護役員、またはその他の青少年と接触する可能性のある地区またはクラブの役職を務めることはできない。
性的虐待もしくはハラスメントの告発を受け、警察による調査で結論が導きだされなかった場合、または警察が調査を行わなかった場合、告発された人、およびこの人と将来接触を持つかもしれない青少年プログラム参加者の両方を守るため、さらなる保護措置が講じられなければならない。疑いが晴れた人物は青少年プログラムのボランティアとして活動を続けることを申請できる。そのような復帰は権利ではなく、元の活動に復帰できるという保証はない。
プログラム参加者と直接、監督なしで接触する機会を持つ、あらゆる青少年交換ボランティア（ロータリアンと非ロータリアンの両方を含む）は以下を行わなければならない。

- ボランティア申込書を提出する。
- 犯罪歴調査を受ける（ただし、国法律や慣習によってはこれができない場合がある)。
- （できれば直接）個人面接を受ける。
- 青少年交換のホストファミリーは、面接で適性が審査される。面接では以下を示すべきである：
 - ○ 学生の身の安全と安全確保に力を入れること。
 - ○ 学生を受けいれる動機が、国際親善と異文化交流というロータリーの理念と一致していること。
 - ○ 学生に対する十分な宿泊設備（部屋と食事）を提供できる経済力があること。
 - ○ 学生の福利を保証するため、適切な監督と親代わりとしての責務を果たす能力があること。
- 連絡先の記載された身元保証人のリストを提出する（身元保証人には家族を含めず、2 名以上のロータリアンは含めないこと)。
- 国際ロータリーと地区の青少年交換プログラム方針を遵守する。

青少年交換プログラムのホストファミリーも、以下の基準を満たしていなければならない。

- 学生の受入前と受入中に、事前通知のあるなしを問わず、家庭訪問を受けいれること。家庭訪問は、以前に学生受入の経験があるホストファミリーに対しても毎年実施しなければならない。

注：ホストファミリーの家に同居するすべての成人は、選考と審査基準を満たさなければならない。これには、ホストファミリーの成人した子ども、他の親族、住みこみもしくはパートの家事使用人も含まれる。

青少年交換学生には、すべてのボランティアに適用される基準を満たすロータリアンのカウンセラーを 1 名割り当てなければならない。また、カウンセラーは以下の条件も満たさなければならない。

- カウンセラーはこの学生の交換に関して他の権威ある役割を担っていてはならない（例えば、ホストファミリーの一員、校長、クラブ会長、地区またはクラブの青少年交換役員など)。
- カウンセラーは、肉体的、性的、または心理的虐待やハラスメントなど、起こりうるいかなる問題や懸念にも対処できなくてはならない。

６．参加者の選考と審査

地区青少年交換プログラムへの参加に興味があるすべての学生は、地区の指針を満たさなければならず、かつ、以下を行わなければならない。

- 申請書に記入する。
- 派遣クラブと地区の面接を受ける。
- クラブと地区のすべてのオリエンテーションと研修に出席し、参加する。

また、プログラム参加のための学生の適性を判断するため、青少年交換プログラム参加者のすべての親または法的保護者も、クラブと地区レベルでの面接を受けなくてはならない。

７．研修

地区とそのクラブは、青少年保護の研修および青少年プログラムの情報を提供する。第 2650 が研修セッションを実施する。
地区青少年交換プログラムは、すべての学生とボランティアに対し、青少年保護についての研修と情報を提供しなければならない。
第 2650 地区が研修を実施する。地区は以下を行う。

- 地区の指針、地元の慣習や文化に関する情報および法的な義務事項を考慮の上、「ロータリー青少年保護の手引き」を適宜、修正して使用する。
- 研修の出席者、頻度、形式を盛り込んだスケジュールを組む。
- 以下の青少年交換プログラム関係者に対し、それぞれ特化した研修を行う。
 - ○ 地区ガバナー
 - ○ 地区青少年交換役員および委員会委員
 - ○ クラブ青少年交換役員および委員会委員
 - ○ ロータリーカウンセラー
 - ○ 青少年交換活動（地元ツアーや
 - ○ 地区行事など）に参加するその他のロータリアンおよびロータリアン以外の人
 - ○ ホストファミリー
 - ○ 学生（派遣学生と受入学生）
- 参加記録をつける。

８．申し立てへの対処

地区はあらゆる虐待やハラスメントの申し立てを深刻に受けとめ、地区の虐待およびハラスメント申し立ての報告に関する指針に従って対応する。
警察、児童保護当局、法的調査機関すべてに協力する。
地区は、地区とそのクラブに虐待とハラスメント防止について助言し、リスクや青少年の安全に影響を及ぼすあらゆる危機を管理できるようにするため、青少年保護役員を任命するべきである。青少年保護役員は、カウンセリング、ソーシャルワーク、法律、警察、子どもの発達のいずれかの分野で専門的な経験を有すべきであり、ロータリアンでもロータリアンでなくてもよい。
第 2650 地区はロータリー青少年保護の手引きに示された通り、危機管理計画を作成する。

９．青少年の旅行

地元地域を離れて青少年が旅行する場合は、国際ロータリーと地区の青少年保護方針に従わなければならない。
地区またはそのクラブがスポンサーとなるあらゆる青少年の旅行に関して、受入地区は以下を行わなければならない。

- あらゆる青少年プログラム参加者の親または法的保護者から書面による許可を得る。
- 親または法的保護者に、場所、宿泊、旅程、主催者の連絡先など旅行に関する詳細を伝える。
- 推奨事項（必須ではない）：居住する家または国から 150 マイル（240 キロメートル）以上の距離を移動する場合、医療、緊急移送、遺体の本国送還、賠償責任などを含む適切な保険に、活動または行事を企画するクラブまたは地区が納得する金額で、プログラム参加者の出発から帰還までの期間、プログラム参加者が加入していることを確認する。
- クラブにおける青少年の海外研修(未成年者)とインターアクトの海外研修は青少年交換学生の旅行手続きに準ずる。
- さらに、青少年交換学生が、ホストファミリーと一緒に、またはロータリーの行事に出席するために地元地域を離れて旅行する場合、または通常は交換プログラムの一環として行われない旅行をする場合、受入地区は派遣地区から事前に許可を得るものとする。

１０．地区における青少年交換の運営

地区の青少年交換プログラムは、参加クラブと協力して以下を行わなければならない。

- すべての来訪学生がロータリー章典の規定によって求められている最低条件を少なくとも満たす保険に加入していることを確認する

(受入地区は診察が緊急で必要になった場合即座に手配できなければならない
ため、学生が十分な保険に加入していることを確認しなければならない)。

- プライバシー保護に関するあらゆる適用法に従って、プログラム参加の後５年間、地区における青少年交換の参加者とボランティアの記録を安全に保管する。
- 地域内の支援団体や支援サービスの一覧（レイプ被害者ホットライン・自殺防止ホットライン、十代向けのアルコール薬物意識向上プログラム、関連した法執行機関、LGBTQ サービスなど）を各学生に提供する。このリストには以下の連絡先を含めなくてはならない。
 - ○ 来訪学生向け：ロータリーカウンセラー、受入側クラブ会長、受入側の地区青少年交換委員長、受入側の地区ガバナー、および互いに関係がなく、ホストファミリーまたはロータリーカウンセラーと近しい関係になく、いかなる問題であれ学生の力になれる、ロータリアン以外の少なくとも 2 名の支援提供者
 - ○ 派遣学生向け：ロータリーカウンセラー、派遣側クラブ会長、派遣側の地区青少年交換委員長、派遣側の地区ガバナー

- プログラム活動に関する毎年の調査に記入し、国際ロータリーに提出する。
- 緊急時 24 時間対応の電話番号を学生に提供する。
- 青少年交換学生が関わるすべての事態（虐待やハラスメントの申し立て、事故、犯罪、早期帰国、死亡など）について、事態を知ってから 72 時間以内に RI 職員（youthprotection@rotary.org）に報告する。
- ロータリー青少年交換プログラムの枠組み外、または地区認定の仕組み外で交換学生を派遣するなど、あらゆる非公認の交換活動を禁止する。
- 審査済みの緊急用の家庭など、臨時の受入態勢を整えておく。学生をホストファミリーから引きはなす際の基準と手順を設けておく。一時的に滞在する予備の宿泊施設を手配する。
- すべての学生の受け入れは任意であることを確認する。派遣学生の親やクラブ会員に対し、学生を派遣する条件として来訪学生のホストファミリーとなることを義務づけてはならない。
- 長期プログラムの参加者には、可能であれば複数のホストファミリーを手配するようにする。プログラム中に 3 軒のホストファミリーの元で滞在することが推奨される。複数のホストファミリーの手配を妨げるような事情がある場合、事前に派遣地区と受入地区が同意し、学生の親または法的保護者に通知しなければならない。少なくとも 1 家庭を、予備のホストファミリーとして手配しなければならない。
- 来訪学生と派遣学生から毎月報告書を提出するよう求める。この報告書は、現在のホストファミリー、気持ち、懸念、考え、提案などの情報を含むものとする。地区青少年交換委員会は、この報告書に目を通し、プログラム参加者に必要な援助を提供する。

第 2650 地区 虐待・ハラスメントの申し立て報告に関する指針

第 2650 地区申し立て報告に関する指針
青少年と接する際の行動規範に関する声明地区は、ロータリーの活動に参加するすべての青少年のために安全な環境をつくり、これを維持するよう努める。ロータリアン、その配偶者、その他のボランティアは、接する児童および青少年の安全を考え、肉体的、性的、あるいは心理的な虐待から身の安全を守るため、最善を尽くす責任がある。
いかなる虐待もハラスメントも許されない。
国際ロータリーと地区は、あらゆる青少年活動プログラム参加者の身の安全と福利を守ることに尽力し、虐待やハラスメントを許さない。すべての申し立ては、深刻に受けとめられ、以下の指針に沿って対応しなければならない。
プログラム参加者の安全と福利を、常に最優先しなくてはならない。

定　義
精神的または言葉による虐待：他者の行動をコントロールするために、脅威、侮辱、または言葉による攻撃を行うこと。例として、青少年を拒絶すること、普通の社会的関係を築くのを妨げること、本人の人種、宗教、能力、知性、好み、または個人的な容姿について軽蔑的な発言をすること、などが挙げられる。

肉体的虐待：痛み、傷、その他の肉体的な苦痛や危害を与えることを目的として肉体的に接触すること。
放置（ネグレクト）：青少年の福利に必要とされる食事、住居、医療、心のケアを提供しないこと。
性的虐待：間接または直接に性的な行動に及ぶことを強制あるいは促すこと。これには、同性・異性および年齢を問わず、性的同意年齢に満たない相手に、単独で性的な行動を行うよう圧力をかけること、またはその相手と直接性的な行動に及ぶことを含む。成人と未成年者、青少年プログラム参加者の間におけるいかなる性的行動、または同世代の間におけるいかなる同意のない性的行動も性的虐待とみなされる。
性的虐待の例には、のぞき見、公然わいせつ、ストーカー行為、電子的方法によるハラスメントや青少年に性的資料またはポルノ類を見せるなど、接触のない犯罪も含まれる。
性的ハラスメント：同意したくない、または同意能力のない人に対する性的な誘いかけ、性的行為の要求、または性的な性質を持つ発言もしくは行為。時に、性的ハラスメントは性的虐待へとエスカレートし、性犯罪者が被害者の感覚を鈍らせたり、不適切な行為に慣れさせるために用いられる場合がある。
性的ハラスメントには次のような例がある。

- 性的な言葉、冗談、性的言動に関連する書面あるいは口頭による言及、個人の性生活に関する噂話、個人の性的活動、欠陥、能力に関する言及
- 性的なものを含む、個人的もしくは秘密の贈り物
- 性的な性質を持つ言葉による虐待
- 性的な示唆を含む物、写真、絵などの提示
- 性的な示唆を含む目線や口笛
- 通りすがりに体をかすめるなどの不適切な身体的接触
- 卑猥な言語または身ぶり・手ぶり、性的示唆や侮辱を含む言葉

手なづけ：性的虐待を目的として、相手を油断させて信頼を勝ち取るために精神的なつながりをつくること
同意：性的行動を含め、何らかの行為に対する情報にもとづいた、意図的かつ自主的な許可

虐待またはハラスメントの申し立ての受理
プログラム参加者から虐待またはハラスメントの報告を受けた成人には、以下が求められる。

- **注意深く耳を傾け、冷静に対処する**：虐待やハラスメントを報告するのは大変勇気ある行動であることを認める。相手を支えるが、中立的な立場を保つ。ショックや恐れ、不信感を表さない。
- **プライバシーを守ることを約束するが、極秘ではない旨を伝える**：事態に歯止めをかけ、他の人々に同様の事が起こることを防ぐために、虐待やハラスメントについて誰かに伝える必要が

あることを説明する。

- **事実を収集する際、尋問のように参加者を問いただすことはしない：**誰がいつどこでどうやって何をしたかを聞いて事実を収集する。事実を報告するのは正しいことであるとその青少年に伝える。青少年の動機を疑っている、自分が悪いとほのめかしている、または自分が信じられていないと取られかねない「なぜ」の質問は避ける。申し立ての報告を受けた成人は、この情報を適切な当局に報告する責務があることを忘れない。
- **中立的な立場を保ち、かつ安心感を与える：**起こったことについて、学生や他の当事者に対する批判的な態度を取らない。告発された人についても、学生が慕っている人かもしれないため、批判的な態度を取らない。青少年を責めたり、批判したりしないことは、特に重要である。事態の責任はその青少年にはないこと、およびこの件を報告したことは勇気ある成熟した行動であることを青少年に伝え、安心させる。
- **辛抱強く、理解を示す：**トラウマを経験した人にとって、体験を詳しく語るのは難しいこともある。できるかぎり、または話せるだけ報告するように励ます。体験を繰り返して説明しなければならない必要性をできるだけ抑える。
- **申し立ての内容を記録する：**できるだけ早く極秘の会話記録を取る（会話で言及された日付や場所などの詳細を記録）。青少年が使った言葉を用いるようにする。

申し立てへの対応

虐待またはハラスメントの申し立てがあった場合、直ちに以下の手立てを講じなければならない。プログラムボランティアが行えるものもあるが、地区役員が行わなければならないものはその旨が明記されている。

1. 青少年を保護する

直ちにその状況から青少年を引き離し、疑いのある虐待者やハラスメントを行った人とのあらゆる接触を避けることで、青少年プログラム参加者の身の安全と健康を確保する。このような措置は、青少年の安全を確保するためであり、処罰ではないことを伝えて安心させる。

直ちに行動を起こして青少年の無事と健康を確保し、必要であれば医療または精神科医の診察を受けさせる。 問題を報告した人および告発された人が青少年である場合、両者に支援を提供する。

2. 申し立てについて適切な当局に報告する

虐待またはハラスメントの申し立てがあった場合、必ず、直ちに青少年保護役員に連絡して調査を依頼し、それからクラブと地区リーダーに連絡する。虐待やハラスメントの申し立ての調査はすべて法執行機関に委ねなければならない。 調査はすべて、ロータリーと関係のない当局によって実施されなければならない。

ロータリー内での第一の連絡先は、ほとんどの場合、当局との窓口となっている青少年保護役員である。この人が、適切な当局に助言を求めることとなる。

ただし、申し立てにこの人が関わっている場合、地区ガバナーまたは地区危機管理委員会がロータリー内での主な連絡先となる。

地区は、警察または法執行機関による調査に協力する。

地区は、申し立ての報告など、青少年保護に関連した地元、自治体の条例、および国の法令を調べ、あらゆるボランティアが把握していなければならない法令上の要件を以下に特記する。

3. 告発された人を青少年と接触させない

地区は、問題が解決するまで、性的虐待またはハラスメントを行ったとされる人に青少年プログラム参加者との一切の接触を断たせる。

ロータリー青少年交換学生がホストファミリーの一員について申し立てを行った場合、地区の正式な基準と手順に従ってこの学生をホストファミリーから引き離す。事前に審査済みの別のホストファミリーに学生を移動させる。

4. 噂話や非難は避ける

申し立てについて報告すべき相手以外には、誰にも口外しない。調査の間は、当事者全員の権利が守られるように配慮する。

地区は、告発を受けた人のプライバシー（極秘情報とは区別される）を保つために以下の手順を実施する。

（別紙：虐待とハラスメント申立てと報告手順を参照のこと）

5. 解決まで見届け、安全対策を講じる

申し立ての事実を知ったあらゆるボランティア（ロータリアンであるかどうかを問わない）は、72時間以内に国際ロータリーが報告を受けるようにしなくてはならない。地区役員は国際ロータリーに、随時、状況の報告を行う。
地区は必ず、プログラム参加者（告発された側であっても、告発した側であっても）の親または法的保護者に連絡する。地区は、あらゆる青少年の当事者に、専門家として精神的なサポートを提供する、独立した、ロータリアンではないカウンセラーを紹介する。
警察が調査を行わない場合、または調査により結論が導きだされない場合、地区ガバナーが地区調査委員会を任命する。この委員会は、地区青少年保護方針の遵守を徹底させ、青少年の身の安全が第一に考えられていることを確認し、必要であれば地区の手順を変更する。地区調査委員会は、申し立ての正当性を判断する責任を負わない。このような判断は、青少年保護当局の職員や訓練を受けた警察官にしかできないものである。
地区は、警察により調査の結果について連絡を受けたら、犯罪性があった場合もない場合も、当事者全員に連絡する。 地区は、不適切な行為に関するあらゆる申し立てと告発、最終結果、問題解決のために行った対応を記録しておく。不適切な行為のパターンがあれば、これを見分け、対処しなければならい。

ロータリー 青少年保護に関する申し立て報告書

概要			
事件の日時:	カレンダーから日付を選択	事件が起きた場所:	
事件の詳細:			

申し立て後の措置

以下の措置は、RI 青少年保護方針により要件として定められています。既に取られた措置に印をつけてください。

☐ 青少年は現在、安全な場所にいる。

☐ 警察による調査が行われている間、被疑者とされる人は青少年との接触を一切断っている。

☐ 申し立てのあった事件について、地元の警察に連絡した。

- 警察による調査はどのような状況にありますか:
- 被疑者が起訴された場合、その罪状を記入してください:

☐ 本件にかかわる参加者の受入地区と派遣地区に、事件について連絡した。

☐ 参加者の両親または保護者に、事件について連絡した。

この事件について連絡されたそのほかの関係者をすべて挙げてください:

上記のうち満たされていない要件がある場合、その理由を説明してください:

申し立てのあった事件について取られたそのほかの措置:

☐ 被害者とされる人に対し、専門家による支援サービスが提供された。

☐ 本件にかかわった学生の早期帰国を手配する。

- 早期帰国を手配する場合、早期帰国報告書式に記入し、RI への報告書に添えてご提出ください。

☐ 事件後に取られたこのほかの措置について報告があった(ご説明ください):

今後も本件について新しい展開がありましたら(メディアから問い合わせがあった、等)、RI 職員まで E メール(youthprotection@rotary.org)でご連絡ください。

本書式に記入された情報は内密のものである可能性があり、知る必要のある人のみと共有すべきです。保管や輸送は厳重に行ってください。

ロータリー 青少年保護に関する申し立て報告書

報告に関する説明: 以下の書式に漏れなくご記入ください。質問に該当しない場合は、「該当せず」と記入してください。申し立て報告書は、E メール（youthprotection@rotary.org）で RI にご提出ください。本書式を提出後も新しい情報が入り次第、担当職員に引き続き連絡するよう、よろしくお願いいたします。

報告者に関する情報			
報告日:	カレンダーから日付を選択	役割／役職:	
氏名:		電話番号:	
地区:		E メール:	

被害者とされる人に関する情報 被害者とされる人が 2 人以上いる場合、すべての人の情報を記入してください。			
姓:		名:	
申し立ての対象となる事件が青少年交換中に発生した場合は、以下もご記入ください:			
受入地区:		派遣地区:	
受入クラブ:		派遣クラブ:	

被疑者とされる人に関する情報 被疑者とされる人が 2 人以上いる場合、すべての人の情報を記入してください。			
姓:		名:	
上記の青少年との関係:		役割／役職	
そのほかの関係者:			
被疑者とされる人が青少年交換学生である場合、以下もご記入ください。			
受入地区:		派遣地区:	
受入クラブ:		派遣クラブ:	

改訂:2018 年 8 月

補遺資料C（２０１５年5月､日本34地区ＲＩ再認定版）青少年ボランティア誓約書

第 2650 地区は、ロータリーの活動に参加するすべての人々のために最も安全な環境を作り、維持するよう最善を尽くしています。ロータリープログラムや活動に参加する児童や青少年の安全を守り、若い参加者の肉体的、性的、精神的な虐待を防止するよう最善を尽くすことは、すべての、ロータリアン、配偶者、およびその他のボランティアの責務です。

●ボランティア本人の情報

氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 住所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

現住所での居住年数＿＿＿＿ (5 年間未満の場合は、この書式の裏面に以前の住所を記入してください。)

政府発行の身分証明（健康保険証や免許証の番号）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

生年月日（西暦年／月／日）：＿＿＿＿＿／＿＿＿／＿＿＿／＿＿＿

●同意事項

この誓約書および添付書類に記載された情報はすべて、私の知る限り真実かつ正確であり、この誓約書が不利益な影響を与えるような情報を差し控えていないことを保証します。私は、第 2650 地区青少年交換プログラムが、暴力犯罪に関わったいかなる個人もボランティアの任務から排除することを理解します。私は、この情報がボランティアとしての適性を判断する目的でも使用されることを理解します。私は、また私がボランティアを務める期間中はいかなる時も再度情報の確認を受ける場合があることを理解します。

●権利放棄 （免責事項）

青少年交換プログラムへの採用および参加に鑑みて、私は、法の許す限りで、この誓約書に関連した私の過去の調査の結果、被免責者による過失から起こる可能性も含め、いかなる損失、物的損害、個人の死傷に対する責任についても、私が損害を被った場合または申し立てをした場合、関与しているロータリークラブ、地区、国際ロータリーのすべての会員、役員、理事、委員会委員、職員（被免責者）を免責し、保護しかつ損害を与えないことに同意します。

私はまた、国際ロータリー、20＿＿-＿＿年交換プログラム、およびその関連団体の定める規則、規定、方針に従うことに同意します。

私は、上記の誓約、同意、免責についての条項を読み、理解し、この書式に任意で署名することを認めます。

申込者署名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（ふりがな）

氏　　名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 日付：＿＿＿＿＿／＿＿＿／＿＿＿／＿＿＿(西暦)

●その他の情報

自宅電話番号：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ E メール：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

勤務先電話番号：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ FAX：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ロータリークラブの会員ですか。　□はい　□いいえ

「はい」と答えた場合は、クラブ名と入会年を記入してください。 クラブ名：＿＿＿＿＿RC　入会年：＿＿＿＿年

希望する任務：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

過去にロータリー青少年交換プログラムに関与したことがありますか。□はい　□いいえ

「はい」と答えた場合、過去の役職と時期を記入してください。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

職務履歴（過去５年間について。必要な場合は別紙を添付してください。）

現在の勤務先：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 役職：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

雇用年月日：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 上司の氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

過去の勤務先：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 役職：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

勤務年数：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 上司の氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

●青少年に関わるボランティア経験（過去５年間について、必要な場合は別紙を添付してください。）

団体名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住　所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電　話：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 役職：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
参加期間：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 担当責任者：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

それ以前の団体名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
住　所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
電　話：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 役職：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
参加期間：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 担当責任者：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

●資格および研修
この任務に関連して、どのような資格を持っていますか、または研修を受けた経験がありますか。すべて説明してください。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

●犯罪歴
1. これまでに何らかの犯罪で罪状を認めた、または有罪が確定したことはありますか。　　□はい　　□いいえ
2. 一切の性的、肉体的、あるいは言葉による虐待について、家庭内暴力・迷惑行為差止命令、保護命令など（ただしこれに限らない）、裁判所の命令（民事、家庭、刑事裁判所を含む）を受けたことがありますか。　□はい　　□いいえ
「はい」と答えた場合は、その内容を説明してください。それぞれについて、命令を受けた年月日と場所（都道府県と市町村）を明記してください（必要に応じて、別紙を添付してください）。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

●身元保証人（親族以外、ロータリアンまたは元ロータリアンは 1 名までに限る）
身元保証人は、ボランティアと個人面接し、ホストファミリーの場合は家庭訪問を実施して、ボランティアが学生と共に活動するための RI および地区の資格要件を満たしていること、ならびに、性的虐待あるいはハラスメントを自ら認め、あるいは有罪を宣告され、あるいはそれに関与したことがないことを確認して、ボランティアの身元を保証する。

1. 氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿ 署名：＿＿＿＿＿＿＿＿ 日付：　／　／　／
　住所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
　電話：＿＿＿＿＿＿＿＿ 本人との関係：＿＿＿＿＿＿＿＿

2. 氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿ 署名：＿＿＿＿＿＿＿＿ 日付：　／　／　／
　住所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
　電話：＿＿＿＿＿＿＿＿ 本人との関係：＿＿＿＿＿＿＿＿

3. 氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿ 署名：＿＿＿＿＿＿＿＿ 日付：　／　／　／
　住所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
　電話：＿＿＿＿＿＿＿＿ 本人との関係：＿＿＿＿＿＿＿＿

地区使用欄

（個人情報の利用目的）：

地区とクラブは、本誓約書により取得する個人情報を青少年交換プログラムの目的に限定して利用します。

（調査・確認）：地区危機管理委員会によって調査・確認をします。

確認者：＿＿＿＿＿＿＿＿ 日　付：　／　／　／

（保　管）：この誓約書は地区で保管します。（原本で５年保存、電子データで永久保存）

□ ロータリアン	□ ホストファミリー	□ その他

青少年プログラム ボランティア申込書の見本

第2650地区　青少年プログラムボランティア申込書

第 2650 地区は、ロータリーの活動に参加するすべての青少年のために安全な環境をつくり、これを維持するよう努めています。ロータリアン、その配偶者、その他のボランティアは、接する児童および青少年の安全を考え、肉体的、性的、あるいは精神的な虐待から彼らの身の安全を守るため、最善を尽くす責任があります。
この情報は、当ロータリー地区が身元調査のために外部機関に提供する場合があります。また、身元調査書の入手を申込者本人に要請する場合もあります。

●参加者に関する情報
氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿住所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
現住所での居住年数＿＿＿＿（5 年間未満の場合は、この書式の裏面に以前の住所を記入してください。）
政府発行の身分証明（マイナンバー、健康保険証や運転免許証の番号）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
生年月日（西暦年／月／日）：＿＿＿＿＿／＿＿＿／＿＿＿／＿＿＿

●同意事項
本申込書およびあらゆる添付書類に記載された事項はすべて、私の知る限り真実かつ正確であり、審査に不利に働くような情報を隠していないことを私はここに保証します。暴力、性的虐待やハラスメント、またはその他性的犯罪の有罪判決を受けた人、およびそのような嫌疑を受けたことがある人を第 2650 地区はボランティアとして受けいれないことを、私は理解しています。
第 2650 地区が、以前の雇用主や身元保証人に連絡すること、かつ、私が提出した正式に認証された公の記録を確認し、警察などの公の記録（道交法違反歴や犯罪歴を含む）を調べて本申込書の記載情報を確認することを許可します。この情報は、私のボランティア適性を判定するため使われることを理解しています。また、ボランティアを務める期間中、いつでもこの情報の再確認が行われる可能性があることを理解しています。私の犯罪歴が閲覧される機会があることも理解しています。

●権利放棄 （免責事項）
ロータリー青少年プログラムへの採用および参加を約因として、本申込書と関連した身元調査、それと関連した行為、またはその情報により、被免責者による過失により生じる、または私が被るもしくは請求する以下の賠償責任を含む、いかなる請求、損失、損害、損害賠償、費用、身体的傷害、または死亡に対する責任についても、プログラムに参加するロータリークラブ、ロータリー地区、多地区合同組織、およびそれらの会員、役員、理事、委員、代理人、従業員、ならびに国際ロータリー、その理事、役員、委員、従業員、代理人、および代表者（「被免責者」）を、私は法の許す限りでここに免除し、防御し、損害を与えず、免責します。
国際ロータリー、第 2650 地区の青少年プログラム、およびその関係者の定める規則、規定、および方針に従うことに完全に同意します。
暴力犯罪、児童虐待またはネグレクト、児童ポルノグラフィー、児童誘拐、レイプ、またはその他性的犯罪の有罪判決も告発も受けたことがなく、それらに関して精神または心理的な治療を受ける命令を裁判所から受けたこともないことを私はここに確約し、表明し、保証します。
本合意書のいかなる規定であれ違法または執行不能とみなされた場合、残りの規定は完全な効力を持ちつづけるものとします。本申込書に署名することで、私は本申込書を読み、その内容を完全に理解していることを認めます。

申込者署名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（ふりがな）
氏　　名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿日付：＿＿＿＿＿／＿＿＿／＿＿＿／＿＿＿(西暦)
●その他の情報
自宅電話番号：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿E メール：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
勤務先電話番号：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿FAX：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
ロータリークラブの会員ですか。　　□はい　□いいえ
「はい」 と答えた場合は、クラブ名と入会年を記入してください。
クラブ名：＿＿＿＿RC　　入会年：＿＿＿＿年
希望する役割／役職：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

職務履歴（過去５年間について。必要な場合は別紙を添付してください。）
現在の勤務先：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
住　　所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
電　　話：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿役職：＿＿＿＿＿＿＿＿
入社年月日：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿上司の氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
過去の勤務先：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
住所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
電話：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿役職：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
勤務年数：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿上司の氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
●青少年に関わるボランティア経験（過去５年間について、必要な場合は別紙を添付してください。）
団体名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
住　所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電　話：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿役職：＿＿＿＿＿＿＿＿
参加期間：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿担当責任者：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

それ以前の団体名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
住　所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
電　話：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿役職：＿＿＿＿＿＿＿＿
参加期間：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿担当責任者：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

●資格および研修
この役割／役職に関連して、どのような資格を持っていますか、または研修を受けた経験がありますか。すべて説明してください。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

青少年プログラムボランティア面接質問の見本

申込者を面接する目的は、ボランティアとして必要とされる要件を満たすためのスキルがあるかどうか、潜在的に虐待を行う人としての特徴を備えているかどうかを判断することです。また、ボランティアの責務と期待事項を理解してもらうことも目的としています。国際ロータリーは、申込者が青少年との生産的な関係を築く能力を総合的に調べるため、少なくとも 2 名の面接官が対面式の面接をそれぞれ行うことを推奨しています。面接官は、すべての人に対して同じ質問を用いるべきです。ただし、会話の中で自然と出てきた追加の質問をするのは構いません。同じ質問を用いることで、回答を比較し、一貫した審査を行うことができます。対面式だとより率直な反応を得ることができるため、面接は対面式で行うことが大事です。

以下の質問は地元のプログラム、習慣、法律に応じて修正してご利用ください。

ボランティア面接の質問

1. _____活動に興味がある理由を教えてください。
2. 青少年との活動に興味がある理由を教えてください。
3. 青少年プログラムのボランティアとして自分がふさわしいと考える理由を教えてください。
4. 趣味と、ロータリー以外で行っているボランティア活動について教えてください。
5. 時に、法律や方針を遵守するために、不必要と思われる手続きを踏まなければならないこともあります（申込者がロータリークラブや地区と顔見知りでも、身元照会を行うことが義務づけられる、など)。合理的ではないと思えても規則に従わなければならなかった経験について教えてください。どう思いましたか。どのように対応しましたか。
6. 規則を破る必要があると思ったときのことについて教えてください。
7. 忍耐力が試されたときのことについて説明してください。どう思いましたか。どのように対応しましたか。
8. 青少年と接した際に忍耐力を試された、または青少年があなたの言うことを聞かなかったときの例を教えてください。どのように対処しましたか？
9. 次の質問は聞きづらいトピックですが、大事な質問なのでさせていただきます。子どもや成人を虐待したり、性的いたずらをしたことはありますか？
10. 子どもの人生によい影響を与えたと感じたことはありますか？どのような影響でしょうか？また、どうしてそう思えたのですか？
11. 難しい決断を下さないといけなかったときのことを教えてください。あなたはどのような行動を取りましたか？また、なぜそのような決断を下したのですか？
12. ［必要に応じて追加の質問］

申込者の面接では、問題があるかもしれないと思える回答に注意してください。その点について踏み込んで聞く必要があるかもしれません。以下は懸念すべき兆候である可能性があります：

- 青少年によい影響を与えるためではなく、自分自身のニーズを満たすことがボランティア活動を申し込む真の理由であると思われる。
- 申込書に記載されていない関心事を持っているようである。
- 青少年との活動に過剰な関心を寄せている（特に、特定の年齢や性別に関心を寄せている場合)。
- 難しい状況で間違った判断を下したと思われる。
- 難しい状況で平常心を保てないと思われる。
- 青少年との活動で適切な距離を保てないと思われる。
- 虐待的な行為について直接的に聞かれたときに、言い訳がましかったり言い逃れようとしたりした（ただし文化的な要素も考慮に入れる)。

青少年プログラムボランティアの身元照会　見本

ボランティアの役割とプログラムの要件によっては、青少年とかかわるボランティアは身元照会を行う必要があります。少なくとも 3 名の身元保証人に、申込者が希望する役割で青少年とかかわるのにふさわしい人かどうか尋ねてください。身元保証人は申込者の親族であってはならず、元／現ロータリー会員は 1 名まで認められます。

可能であれば、身元保証人と電話で話してください（地元の要件に反しない場合）。申込者が希望する役割について伝え、青少年とかかわる活動である点を強調しましょう。申込者の情報と照らし合わせて食い違いや矛盾がないかどうかを調べるために、全員に対して同じ質問を用い、回答を記録してください。

以下の質問は地元のプログラムや法律に合わせて修正してご利用ください。

青少年プログラム　身元照会の質問

1. 申込者と知り合って何年になりますか？　また、どのように知り合いましたか？
2. 申込者が青少年とかかわるところを見たことがありますか？そのとき、どのような行動をとっていましたか？見たことがない場合は、申込者が青少年に対してどのような行動をとると思われるか、思い当たるエピソードを教えてください。
3. 申込者が青少年に寄り添い、親身になれる人だということを示すエピソードを教えてください。そういうエピソードがない場合、青少年との活動にふさわしい人だと思える申込者の資質は何でしょうか？
4. 困難な状況において申込者が青少年に対応するのを見たことがありますか？それはどのような状況でしたか？どのように対処していましたか？そのような状況を見たことがない場合、青少年がかかわっていなくても、申込者がどのような困難な状況に直面したのを見たことがありますか？その際、申込者はどのように対処していましたか？
5. 申込者の判断が適切だと思ったエピソードを教えてください。
6. 申込者がロータリーの青少年プログラムで活動するべきではないと思われる理由はありますか？
7. 申込者についてほかに何か言っておきたいことや気にかかることはありますか？

身元保証人と話す際には、問題があるかもしれないと思える回答に注意してください。その点について踏み込んで聞く必要があるかもしれません。以下は懸念すべき兆候である可能性があります：

- 例えば知り合って 6 カ月以内など、身元保証人が古くからの知り合いではない
- 身元保証人が申込者と 1 年以上連絡をとっていない
- 身元保証人が申込者とは短時間しか会っていない
- 身元保証人が申込者と知り合った状況が、申込者の説明と異なる
- 申込者がかつて青少年と監督なしでかかわることを好んでいた
- 申込者が身体的、感情的に粗暴である、または怒りやすい
- 申込者が成人とうまく付き合えない
- 申込者が指示に従うのを苦手としている

危機管理委員会組織

委員長	ガバナー補佐もしくはパストガバナー
副委員長	パストガバナー
副委員長	ガバナーエレクト
委員	ガバナーノミニー
委員／保護役員	青少年奉仕委員長
委員	青少年育成委員長
委員／保護役員	青少年交換委員長
委員	ローターアクト委員長
委員	ローターアクト委員長（地区 RA 代表）
委員	インターアクト委員長
委員	学友委員長
委員	地区財団委員長
委員	地区米山奨学委員長
委員	地区公共イメージ委員長
委員	医師
委員	RIJYEM 研修部門委員
委員	法曹関係
委員／保護役員	教育関係
委員	メディア関係

ガバナーが委嘱するロータリアン以外の外部有識者２名以上
（その中には、法曹関係者、メディア関係者、医師あるいは青少年保護に精通した者を含む。

委員に弁護士各１名以上を含まないときは、ロータリアンからこれらの者各１名以上を委員としてガバナーが委嘱する。
（上記委員会構成には女性委員を１名以上含むものとする）

最初の１歩

全てのロータリアンにとって『好ましくない事態の全て（危機管理の「危機」）』が発生または発生することが予想されたときの第１歩（手続きフロー）

第１認知者 → C-GPS → クラブ・地区委員 → C-GPS → 危機管理委員会 ガバナー事務所 → ゼロトレ72RI → 必要な対応

各クラブ主催の奉仕事業 および 各地区委員会主催の奉仕事業における危機事案の報告及び緊急措置に関する手順

危機（事態）の発生

『青少年』に関する事案？

YES

『青少年』に対するセクハラ、虐待？

NO

セクハラ、虐待事案は全て、この処理ルーチンに

C - G P S
キャッチ 保護　ジー ガバナー　ピー Police　エス 隔離

ゼロトレ 72・RI
ゼロ容認方針　72 時間以内 RI へ

第１認知者のみで対応可能か？
発生事案は　本当に軽微なものか？
危機管理委員会に報告する必要がないか？
迷った時は『NO』の処理に

YES

NO

危機管理委員会で各状況を考慮し
①危機管理委員会、緊急部会等で措置する
②影響範囲、解決の対象レベル等を判断し、該当クラブの措置に任せる
を判断する。

危機管理委員会の判断に従う
＋それぞれのルーチンへ（次ページ）

RI への報告義務事案は
72 時間ルールに従う

地区危機管理委員会へ報告する基準

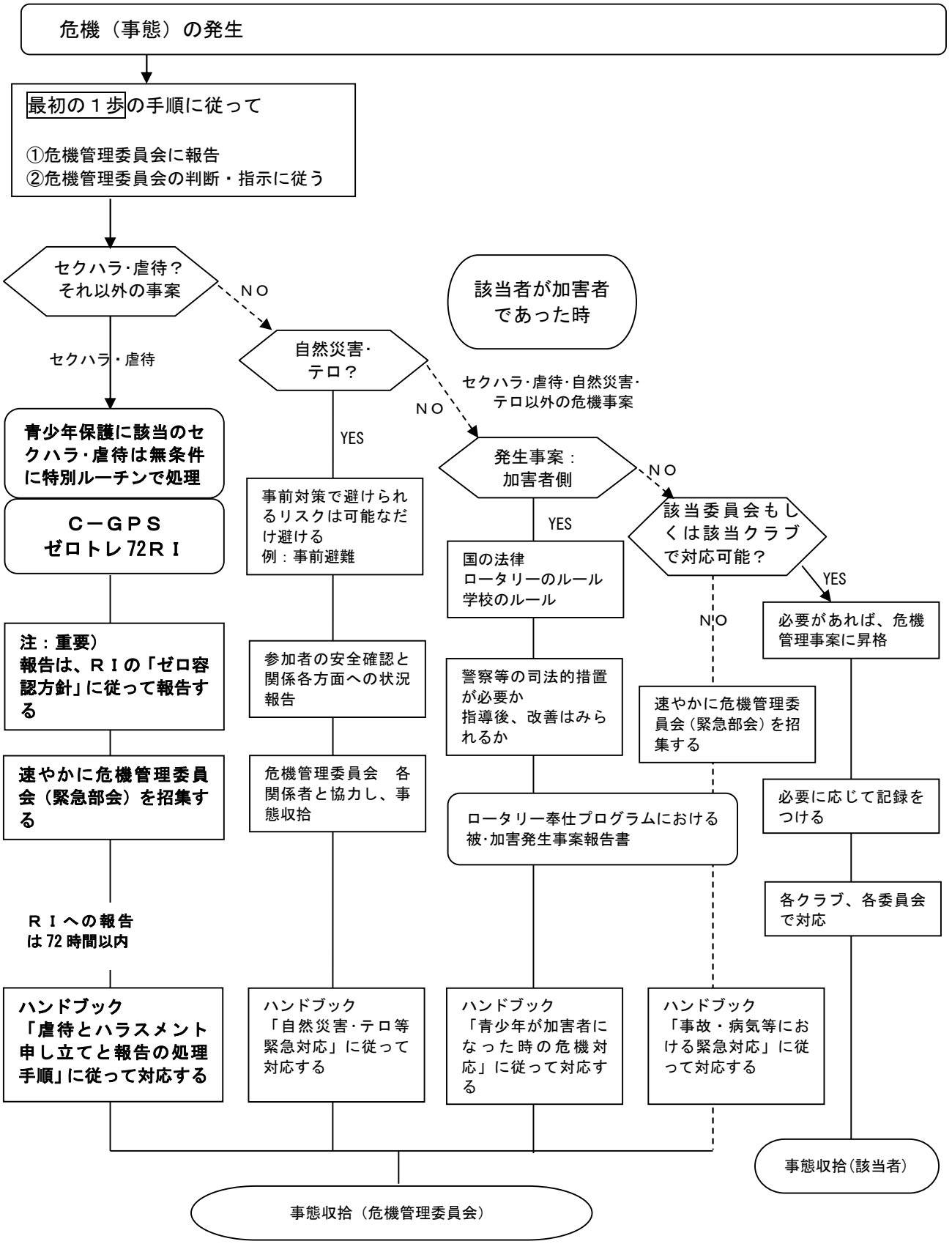
クラブ青少年奉仕関連事業展開中に発生した事案で
・傷病で一週間を超える長期間の入院を含む重大治療を要する場合
・中重度（保護者承認が必要）の手術を受ける時
・ケンカ等で相手に一週間以上の治療を要する被害を与えた時
・重大被害が予想される自然災害（地震・広範囲・重篤な伝染病）が事前に予想された時
　注）台風等避難可能な自然災害の場合はクラブ内で対応する

通常の生活に支障となる場合「YES」を選択。
また、どちらか迷った時は「YES」を選択

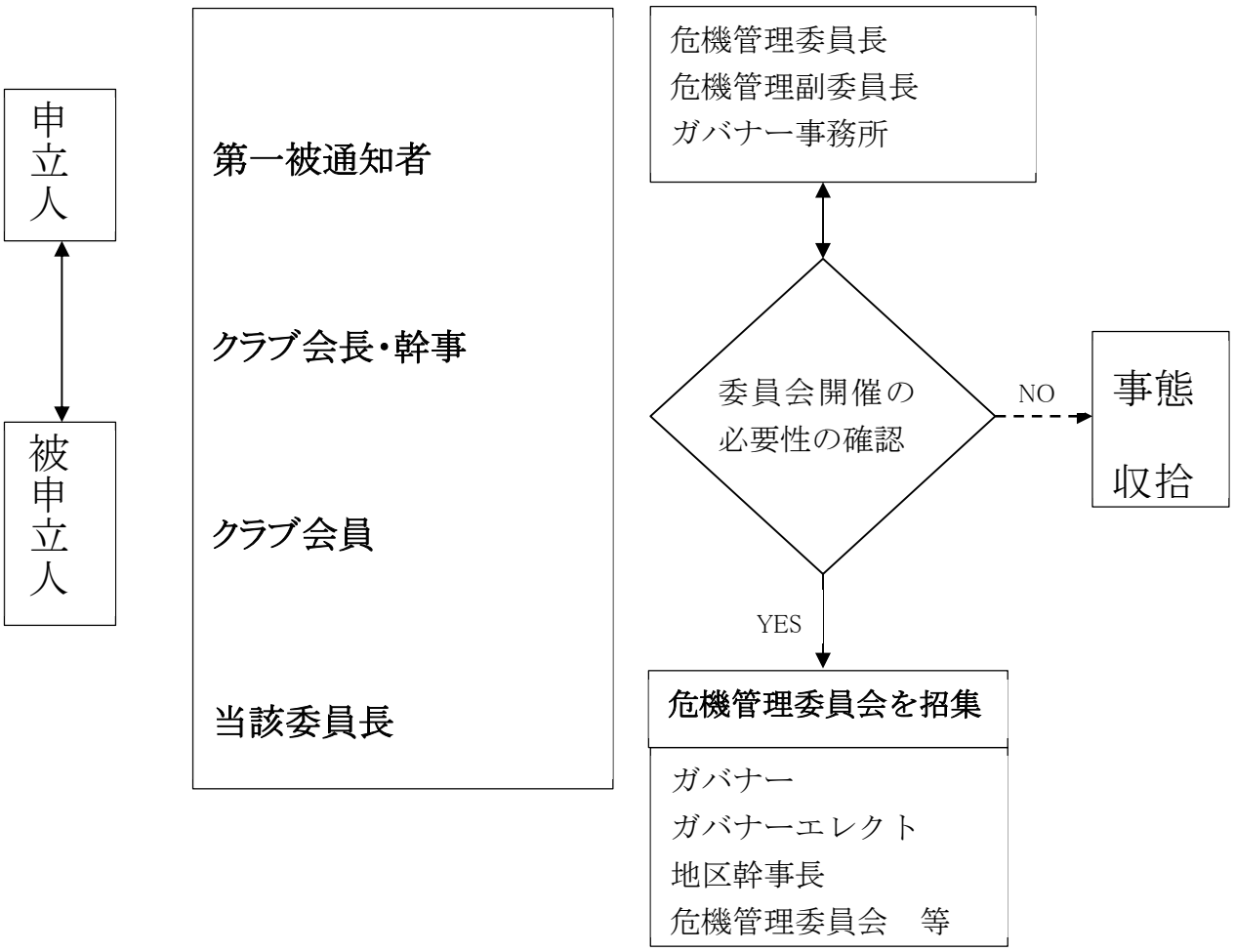
次の２歩目

危機管理委員会が、重要度・影響範囲・緊急性などで、第２歩目の判断を行います

申立者 ⇒ 第１認知者・クラブ・地区委員 ⇒ 危機管理委員会・ガバナー事務所 ⇒ ＲＩ・ｽﾎﾟﾝｻｰ地区・公的放送機関



国際ロータリー第2650地区　緊急連絡網



※委員会の開催の必要堰の確認については基本的に危機管理委員長・副委員長・ガバナー事務所が行う

※危機管理委員会会合の集合場所は危機管理委員長が指定しない限りはガバナー事務所とする

※連絡は自宅・職場・携帯電話・E メールに

ガバナー事務所　TEL　075-353-2650　/　075-343-2650

FAX　075-343-2651

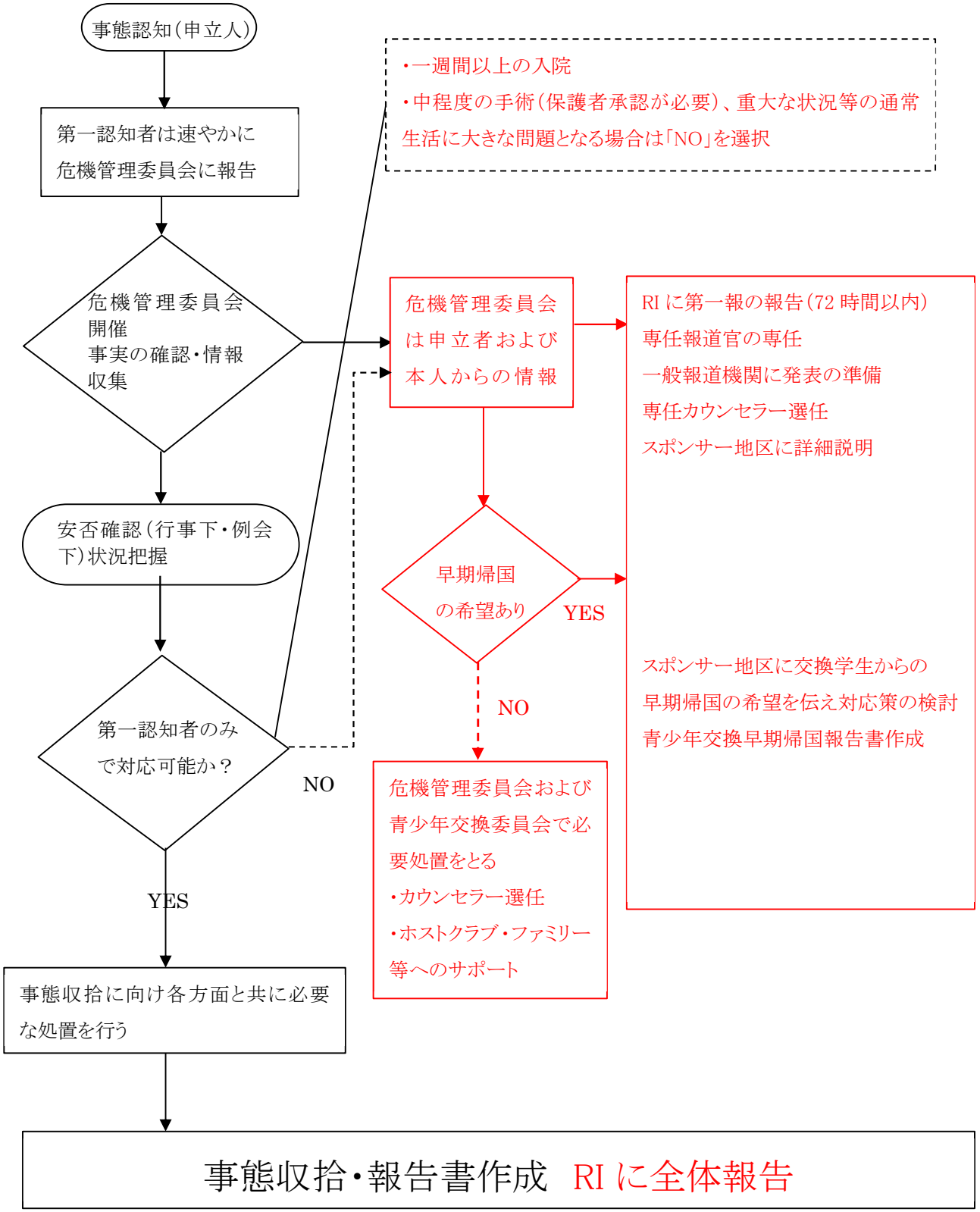
E メール　gov20XX-XX@rid2650.gr.jp

↑XX の部分に該当年度番号をいれる

事故・病気等の緊急対応

（ロータリーの関わる青少年活動全て）　　（赤文字は青少年交換に限る）

申立人 ⇨ 第一被報告者 ⇨ 危機管理委員会 ガバナー事務所 ⇨ 公的報道機関 RI スポンサー地区



自然災害・テロなどの緊急対応

（ロータリーの関わる青少年活動全て）　　（赤文字は青少年交換に限る）

危機管理委員会
ガバナー事務所 ⇒ 公的報道機関
RI
スポンサー地区

事態認知

ホストクラブあるいは主催者は全ての参加者の安全確保と保護者・学校等への安否の報告

安否確認　青少年交換・米山奨学生は全員、その他の委員会は例会下・行事の下の場合　安否確認と状況把握

安否確認と併行して危機管理委員会開催

当事者のみで対応可能か？

YES

事態収拾に向け各方面と共に必要処置を行う

・一週間以上の入院
・中程度の手術（保護者承認が必要）、重大な状況等の通常生活に大きな問題となる場合は「NO」を選択

事態の重要性により RI に報告

YES

RI に適宜報告

専任報道官の専任
一般報道機関に発表の準備
専任カウンセラー選任
スポンサー地区に詳細説明

NO

早期帰国の希望あり

YES

スポンサー地区に交換学生からの早期帰国の希望を伝え対応策の検討
青少年交換早期帰国報告書作成

危機管理委員会および青少年交換委員会で事態収拾まで必要な全ての対応をとる
カウンセラーと協力し全ての関係者とで措置実施、全ての記録を残す

NO

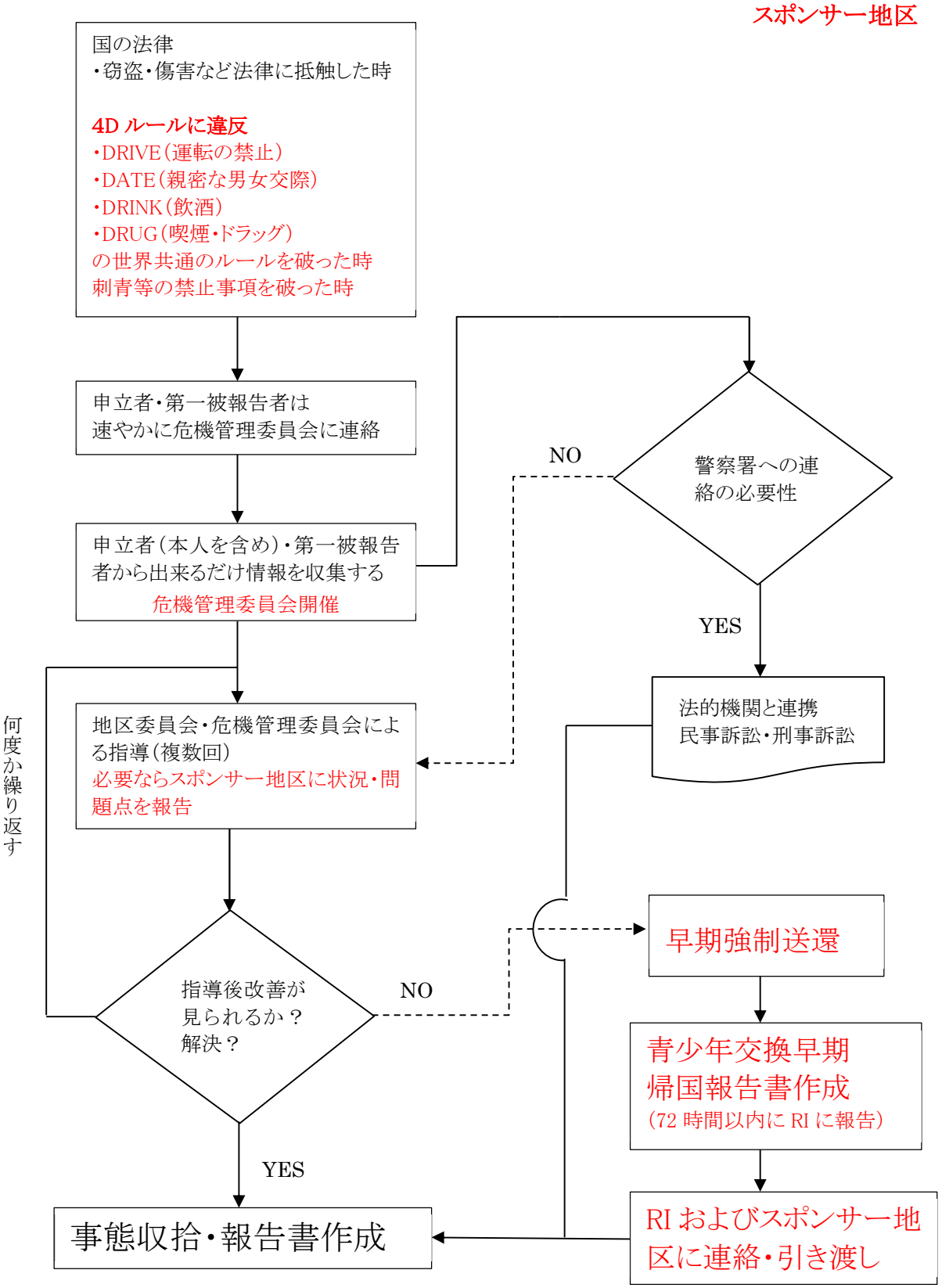
危機管理委員会および青少年交換委員会で必要処置をとる
・カウンセラー選任
・ホストクラブ・ファミリー等へのサポート

事態収拾・報告書作成　RI に全体報告

青少年が加害者になった時の危機管理対応

（ロータリーの関わる青少年活動全て）　　（赤文字は青少年交換に限る）

申立人 ⇨ 第一被報告者 ⇨ 危機管理委員会 ガバナー事務所 ⇨ 公的報道機関 RI スポンサー地区



虐待とハラスメント申し立てと報告の処理手順

（赤文字は青少年交換に限る）

申立人 VS 被申立人 ⇨ 第一被報告者 クラブ・地区役員 ⇨ 危機管理委員会 ガバナー事務所 ⇨ 公的報道機関 RI スポンサー地区

最重要事項
◎当事者だけでは判断しない
◎被害者の保護を優先する
◎申立者・被申立者の人権を優先する

申立者からの虐待およびハラスメントの申し立て

最優先事項
被害者・申立人の保護

申し立てられた言動が性的虐待または性的ハラスメントに該当するか否かは、申し立てを受けた者限りで判断せず、被害者の安全が確保された後直ちに危機管理委員会に報告する。

直ちに危機管理委員会を開催し被害者からの事情聴取を行う
○注意深く耳を傾け冷静に対応する
○プライバシーを守ることは約束するが極秘ではない旨を伝える
○事実を収集するが、尋問のように問いただすことはしない
○批判することは避け、被害者を安心させる
○記録する
○噂話や誹謗中傷を避ける
○公共イメージ委員会の任命
○被害者と被申立人の両者の権利を守る
○申立人と被申立人の不要な接触は避ける
○被害者の安全と健康を確保する
○このことにより不利益を受けることがないことを被害者に伝え安心させる

スポンサークラブに報告

ホストクラブ・関係者に報告

事態収拾に向け各方面と共に必要処置を行う

事態収拾・報告書作成

刑法上の犯罪に当たるか確認
法令上の所定機関への通告義務

法令上の所定機関の処理

対外報道機関への発表が必要な時は（危機管理委員会・公共イメージ委員会）が対応経験ある報道官の指名専任が望ましい他部外者から情報等の流出を避ける

RI ゼロ容認方針に従い 72 時間以内に RI に報告

青少年交換における申し立て報告

申し立て報告書手続

クラブカウンセラーおよび地区青少年関係委員、その他ロータリー関係者のための指針

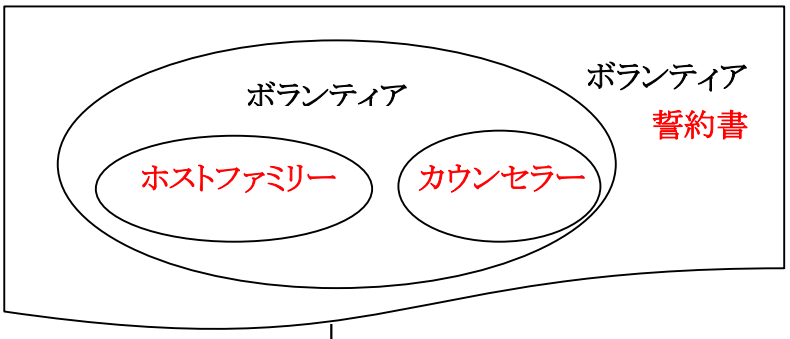
①第一認知者は報告に関する指針に従って適切な措置を講じていることを確認
②被害者が守られていることを確認
③危機管理委員会の指示に従い、法令上所定の機関への通告等義務がある場合これに従うほか、申し立てられた内容が犯罪に該当すると判断したときは、即時に刑事当局に対する手続を行う
④被害者に対する支援が即刻行われていることを確認
⑤被害者の保護と権利確保のため、適切と思われるものをカウンセラーに専任
⑥被害者の保護者に連絡、被害者が母国から離れている場合、被害者に在籍か帰国かの選択肢を与える
⑦必要な間、被害者と被申立人とのあらゆる接触や連絡から遠ざける
⑧警察あるいは行政当局による調査が行われる場合はこれに協力する
⑨危機管理委員会はその事案について必要と認められたとき（ゼロ容認方針）は報告を受けたときから 72 時間以内に素の申し立てについて RI に通告しその後の手はずと調査の結果、および結果としてとられた措置について事後報告

ロータリアン・ロータリアン以外のボランティアに対する申し立ての時にクラブ内でとるべき対応

①申し立てに対処するとき、最重要視すべきは児童や青少年の安全である
②警察や行政当局による調査の妨げとなるような憶測や個人的見解を表明すべきでない
③上記のことをクラブ会長に通告すべき
④被害者に対する所見も名誉毀損などを理由として被申立人からロータリアンまたはクラブに対する訴えにつながる恐れがある

ボランティアの選考と基準

（赤文字は青少年交換に限る）



ボランティアの選考と審査

必要に応じて個人面接に応じる

青少年と共に活動するための資格要件を満たす

・「青少年ボランティア誓約書」を提供する
・必要に応じて青少年奉仕部門の個人面接に応じる
・青少年と共に活動するための資格条件を満たす
・性的虐待あるいはハラスメント(嫌がらせ)等を自ら認め、あるいは有罪を宣告され、あるいはそれに関与したと認められたいかなるボランティアもロータリーが関係する青少年活動に関わることを RI は禁じている。個人が性的虐待あるいはハラスメントの申し立てを受け、結論が導き出されなかった場合には、青少年および参加者の安全および被告発者の保護のため、該当する個人が将来関わる青少年を守るべく、さらなる保護措置が講じられなければならない。後に嫌疑が晴れた当人は青少年活動プログラムへの復帰を申請することができる。

復帰は権利ではなく、元の活動に復帰できるという保証はない。

青少年活動プログラムに関する指針を遵守し理解する

青少年ボランティア申込書の提出

ホストファミリーの選考と審査

ボランティアの選考と審査の条件を全て満たしていること　青少年ボランティア誓約書等

交換学生を受け入れる適正を審査する総合的な面接に応じる

・学生の身分の安全と安全確保に力を入れることを明確にする。
・学生を受け入れる動機が、ロータリーの理念国際親善および異文化交流と一致している
・学生に十分な宿泊設備(部屋と食事)を提供できる財力
・学生の福利を保護するため、適切な監督と親代わりとしての責務を果たす能力
・受け入れ学生のホストファミリーとなることは、派遣学生の要件ではないことを理解していること

身元保証人は事前に通告または予告なくホストファミリーの自宅を訪問することができる。家庭訪問の後、身元保証人は、地区による報告を行う。

カウンセラーの選考と審査

ボランティアの選考と審査の条件を全て満たしていること

1. 学生のホストファミリーであってはならない
2. 学生が肉体的、性的、精神的虐待やハラスメントの場合を含め、交換中に起こりうるいかなる問題や懸念事項にも対処できるよう研修を受けていなくてはならない

Rotary
District 2650

ハラスメントに対する
危機管理
ハンドブック

2025 年改訂版

国際ロータリー第 2650 地区危機管理委員会

目　　次

第１章　概要
第２章　ハラスメントとは
第３章　ハラスメントのない環境を作る
第４章　ハラスメントに関するロータリー章典の規定
第５章　ハラスメントが起きてしまったら
第６章　不祥事の公表とマスコミ対策
第７章　シナリオ演習

第１章　概要

ロータリーは、いかなる形であれハラスメントのない環境を維持することに力を注いでいます。ハラスメントには、同意なく身体に触れる、誘いかける、不適切なコメントを述べるといった言動が含まれます。ロータリーの会合、行事、活動に参加するすべての人は、全参加者の安全、礼儀、尊厳、尊重を大切にする環境を築くことに努めなければなりません。

クラブ、地区、ゾーンのリーダーは、会員がそれぞれ異なる信条や価値観をもっていることを尊重しつつ、ロータリーの寛容の原則を適用するために配慮する必要があります。
ロータリー行動グループと親睦活動グループのリーダーも、ロータリーの原則を反映した安全で開放的な環境で会合や行事を行うために適切な判断を働かせる必要があります。
会員は「ロータリアンの行動規範」に従うことが求められます。

「会員の行動規範」

8.030.2. 会員の行動規範（Member Code of Conduct）

全会員（ロータリアンおよびローターアクター）には以下のことが求められる：
1. 個人として、また事業において、高潔さと高い倫理基準をもって行動する。
2. **敬意を込めた言葉遣いを心がけ、支え合い、居心地の良い環境を育み、すべての個人の特性を尊重することで、他者を公平に扱う。**
3. ロータリーを通じて自分の職業スキルを生かし、地域社会や世界のほかの地域の人びとの生活の質を高める。
4. ロータリーやほかのロータリー会員の評判を落とすような言動は避ける。
5. ロータリー関連行事のすべての行動規範に従う。

（以下省略）

出典：規定審議会、89-148号。 2025年4月理事会会合、決定147号により改正

（アンダーラインは、国際ロータリー第2650地区危機管理委員会による）

「ロータリアンの行動規範」は、すべての国と文化の会員に適用されます。文化的な習慣や規範はさまざまですが、常に適切な言動をわきまえ、自分の発言や行動を受ける側の気持ちや反応に敏感であることは、どの文化でも大切です。

ハラスメントに関する法律は国によって異なるため、地元の法律を調べ、これを守ってください。このコースでは、ロータリーの方針を基にハラスメントに対処する方法を紹介しています。ハラスメントが起きた場合に警察に連絡し、何らかの措置が必要かどうかを判断する責任は、あなた自身にあります。青少年、または青少年と接する大人がかかわるハラスメントの申し立ては、「ロータリー青少年保護の手引き」に沿って対処してください。

第２章　ハラスメントとは

ロータリーは、すべての人に安全で、楽しく、差別のない環境をつくるために、ハラスメントに関する方針を定めています。この方針で「ハラスメント」とは、個人またはグループを特性（年齢、民族、人種、肌の色、能力、宗教、社会・経済的地位、文化、性別、性的指向、性自認）に基づいて、言葉または身体的に、中傷、侮辱する言動、または攻撃的な言動を指すと定義されています。

ハラスメントの例

ハラスメントはさまざまな形を取りますが、以下はその例です：

- 口頭または文面で侮辱的な言葉を使うこと（Eメールやソーシャルメディアを含む）
- いじめ（上記に挙げた特徴に基づく口頭または身体的な脅しや威嚇を含む）
- ソーシャルメディアやEメールでの中傷的なコメント
- 噂話やゴシップ（その人の評判を落としかねない私生活に関する侮辱的なコメントを含む）
- 相手の動きを意図的に妨げること
- ある人の性生活や性的経験について質問したりコメントしたりすること
- 相手の特徴（上記参照）に関する冗談や中傷的な言葉
- 同意のない身体的接触（体に触れること、抱擁、つねることなど）またはそのような接触を与えることの脅し
- ある人の魅力や容姿に関する一方的なコメント
- じろじろ見たり、口笛を吹いたりすること
- 性的な示唆を含む、または侮辱的な、言葉、物、写真、記事、手紙、Eメール、テキスト、ウェブサイトを使用、表示、シェアすること

※年齢、民族、人種、肌の色、能力、宗教、社会経済的地位、文化、性別、性的指向、性自認への言及すべてのリーダーがあらゆるハラスメントの申し立てを深刻に受け止め、適切に対処することが重要です。

第３章　ハラスメントのない環境をつくる

会合や親睦行事でハラスメントのない環境をつくるには、全会員の協力が必要とされます。ガバナー、ガバナー補佐、各委員長をはじめとする地区リーダーは、クラブと協力しながら、すべての人にとって安全で、礼儀と尊重を重んじる環境を維持しなければなりません。ロータリー行動グループと親睦活動グループのリーダーも、同じ基準に従う必要があります。

以下は、クラブと地区のリーダーが取ることのできる、ハラスメントのない環境づくりのステップです。ロータリー行動グループと親睦活動グループのリーダーも、グループの構成や活動について以下のステップを取るべきです：

1. ハラスメントのない環境に関するロータリーの方針（第4章を参照のこと）についてクラブ理事会で話し合い、この方針を会員に伝える方法を検討する。

2. クラブ協議会でこの方針について話し合う。センシティブな話題となる可能性があるため、事前に話し合いのルールを決めておくとよいでしょう（例：「自分の体験や感情を率直に話す」「不明な点があれば質問する」など）。

3. 過去のハラスメントの事例を示し、そのような言動が容認されないことを会員に明確に伝える。

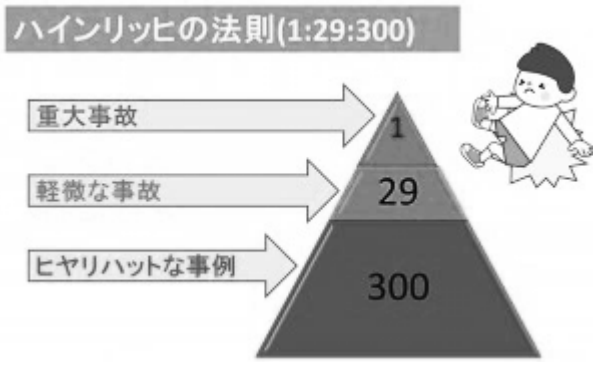
4. ハラスメントを一切容認しないというロータリーの姿勢を強調する。

5. ハラスメントが起きた場合に会員が声を挙げ、必要であれば警察やクラブ・地区リーダーに安心して報告できる環境を築く。

6. ハラスメントの報告があった場合にクラブと地区のリーダーがどう対処するかを、会員に知らせておく。

7. ハラスメントのない環境づくりは全会員の責務であることを強調する。

安全でハラスメントのない環境を築いてはじめて、「より良い地域社会を築くために多様な人びとがつながる」というロータリーの理念を実践できます。



小さな「おかしさ」を発見すれば大事故は防げる

「おかしい」「あぶないかも」
＝リスクの芽
＝改善のチャンス
＝組織を救うヒント

第４章　成人のハラスメントに関するロータリー章典の規定

成人のハラスメントに関する規定は、下記のようにロータリー章典の中で多く見られます。
2019年1月理事会で、ロータリアンの行動規範にハラスメントに関する第5項が追加され、それに伴い、ロータリー活動の中でハラスメントのない環境を維持し、ロータリアンがその研修を受講することが定められています。

成人のハラスメントに関するロータリー章典の規定

8.030.2. ロータリアンの行動規範（Member Code of Conduct）
26.120. 会合、行事、または活動におけるハラスメントのない環境
26.120.1. 成人のハラスメント方針に関する研修
41.050.7. 国際ロータリーへの報告
41.050.19. ボランティアの研修
41.060.3. RYLAファシリテーター

第8条 クラブのプログラム
8.030.2. ロータリアンの行動規範　(Member Code of Conduct)
2025年4月理事会会合、決定147号により改正

全会員（ロータリアンおよびローターアクター）は、以下のことが求められる。：
1) 個人として、または事業において、高潔性、および高い倫理基準をもって行動する。
2) 敬意を込めた言葉遣いを心がけ、支え合い、居心地の良い環境を育み、すべての個人の特性を尊重することで、他者を公平に扱う。
3) ロータリーを通じて自分の職業スキルを生かし、地域社会や世界のほかの地域の人びとの生活の質を高める。
4) ロータリーやほかのロータリー会員の評判を落とすような言動は避ける。
5) ロータリー関連行事のすべての行動規範に従う。

さらに、地区ガバナーを含む地区リーダーと地域リーダーは次のことに従う。
1) ロータリーの活動に従事する際、および生活においても、適用されるすべての法律と規制を遵守する。
2) 国際ロータリー定款と国際ロータリー細則の規定、ならびにロータリー章典にあるRI理事会の定めた規定を遵守する。
3) ロータリーの目的に従ってすべての会員と参加者の利益のために奉仕し、地区会員の利益を優先し、自らの行動が不適切な印象すら与えないようにする。
4) 地区において、安全、礼儀、品格を奨励する環境を育む。これには、ハラスメントのいかなる申し立てにも迅速に対処することが含まれる。
5) 自分の役職を個人的な威信や利益、または家族や友人の利益のために利用することを避ける。
6) すべての当事者に対する公正さに基づいて行動する。
7) 財務情報の透明性を奨励し、財務管理に関して地元と国の適用法を遵守し、ロータリーの経費支払いの方針に従う。
8) 極秘情報を（決して個人目的のためではなく）意図された目的のためだけに使用し、そのような情報の開示、連絡、使用を禁止かつ制限し、不慮の開示に対して細心の注意を払う。

すべての会員とガバナーへの期待に応えることに加え、理事は以下を行う。

1) （自らが選出された地域だけでなく）すべての会員とRI全体の最善の利益のために行動し、RIに対する忠誠の義務を遵守し、不適切な影響から独立して行動し、当組織の利益を第一に優先する。
2) 理事会の「利害の対立に関する方針」に従う。この方針は、理事会の決定に関して不適切な印象すら与えないようするために作成されたものであり、従って、理事会が検討する案件に対する影響や立場と引き換えに、申し出、贈答品、または恩恵を受けることを控える。
3) 入念かつ適切な注意を払って自らの責務を果たす。この責務には、理にかなった質問をすること、決定を下す前に可能な限り多くの情報を集めること、一般に同様の状況において同等の立場にある人と同程度の慎重さをもつことが含まれる。
4) 自らの決定（この決定はしばしば多様なグループや個人に大きなインパクトを与え る）がもたらし得るインパクトについて、四つのテストに一致した方法で慎重に検討し、そのインパクトを受けるすべての人を公平に扱うようにし、そうすることで理事会が公平かつ当組織の最善の利益のために行動しているという会員の信頼を維持する。
5) この規範が遵守され、その目標が達成されるようにするため、この規範の違反の疑いや可能性があれば、事務総長またはRI会長に報告し、他の理事も報告するよう奨励する。
6) オリエンテーションでこの行動規範の内容を確認し、少なくとも年に一度、この規範を読み、理解し、責務の遂行にあたってこれを遵守することを確認する。

事務総長またはRI会長は、理事がこの規範に違反した可能性があることを知った場合、理事会の執行委員会に可能な限りあらゆる詳細を提供する。その後、委員会は、すべての関連情報を入手し、委員会が適切とみなすあらゆる措置を取るものとする。
これには、申し立てられた違反者への忠告や、理事会全体による是正措置の勧告などが含まれる。理事に対して懲戒措置をとることができるのは、理事会のみである。

（2025年4月理事会会合、決定147号）

出典：規定審議会、89-148号。2011年5月理事会会合、決定204号、2011年9月理事会会合、決定87 号、2013年10月理事会会合、決定31号、2014年1月理事会会合、決定88号、2014年10月理事会会合、決定60号、2019年1月理事会会合、決定119号、2023年4月理事会会合、決定114号、2025年4月理事会会合、決定147号により改正

第26条 国際ロータリー

26.120. 会合、行事、または活動におけるハラスメントのない環境 (Harassment-free Environment at Meetings, Events, or Activities)

ロータリーは、ハラスメントのない環境を維持することに力を注いでいる。ハラスメントとは大まかに定義すると、個人またはグループを、以下の特性に基づいて、言葉であれ身体的であれ、脅迫、中傷、侮辱、または攻撃する言動を指す：年齢、民族、人種、肌の色、障がい、宗教、社会経済的地位、文化、性別、性的指向、または性自認。

すべての会員およびロータリーの会合、行事、または活動に出席または参加する個人は、ハラスメントのない環境を期待すべきであり、安全、礼儀、品格、およびすべての人への尊敬を促す環境を維持するよう援助するものとする。青少年と接する成人は、ロータリー章典第2.120節に概説されている方針の対象となる。

ガバナー、ガバナー補佐、委員会委員長を含む地区リーダーは、ハラスメントのない環境を作るためにクラブと協力するよう奨励されている。地区リーダーはまた、行動規範を定め、クラブ内、会員同士、およびロータリーのほかの参加者に対するハラスメントの対処と予防

の方針を確立するためにクラブと協力すべきである。
犯罪行為の申し立てはすべて地元の管轄の警察署に伝えるべきである。

ロータリークラブまたはローターアクトクラブの理事会、地区、またはゾーンのリーダーは、ハラスメントの申し立てに迅速に対応するものとし、申し立てを行った者に対する報復をしてはならない。
ロータリークラブまたはローターアクトクラブでは、ロータリーの行事または活動におけるハラスメントの申し立ては、ロータリークラブまたはローターアクトクラブの理事会によって審査し、妥当な期間（通常は1カ月）内に回答するものとする。違反の申し立ての対象者がロータリークラブまたはローターアクトクラブの理事会メンバーである場合、自ら審議から外れることが期待される。審査および／または調査は、行為の深刻度および広汎性を含む状況に応じて異なるものとする。ハラスメントの申し立てがロータリークラブまたはローターアクトクラブによって適切に対応されなかったという懸念は、該当する書類を用いて地区ガバナーに伝えることができる。

地区では、ロータリーの行事または活動におけるハラスメントの申し立ては、ガバナーまたはこの件のためにガバナーから任命された委員会によって審査し、妥当な期間（通常は1カ月）内に回答するものとする。地区ガバナーが違反の申し立ての対象者である場合は、直前ガバナー（または直近のパストガバナー）が直接、または本件に関する委員会を任命することにより、申し立てを審査して回答するものとする。地区ガバナー、ガバナーエレクト、およびガバナーノミニーによるハラスメントの申し立ては、すべて2週間以内に事務総長に通知するものとする。審査および／または調査は、行為の深刻度および広汎性を含む状況に応じて異なるものとする。ハラスメントの申し立てが地区によって適切に対応されなかったという懸念は、該当する書類を用いて、当該地区を含むゾーンのRI理事に伝えることができる。

ゾーンでは、ロータリーの会合、行事または活動におけるハラスメントの申し立ては、RI理事またはこの件のためにRI理事から任命された委員会によって審査し、妥当な期間（通常は1カ月）内に回答するものとする。違反の申し立ての対象者がRI理事である場合は、RI会長が任命する別の現または元RI理事が申し立てを審査して回答するものとする。

RI理事、理事エレクト、および理事ノミニーによるハラスメントの申し立ては、すべて2週間以内にRI会長に通知するものとする。ハラスメントの申し立てがゾーンによって適切に対応されなかったという懸念は、該当する書類を用いてRI会長に伝えることができる。

性的虐待あるいはセクシャルハラスメントのあらゆる申し立ての被疑者となったロータリーに関与するいかなる人も、問題が解決するまでは、青少年との接触を一切断たなければならない。

性的虐待、セクシャルハラスメント、またはその他の道徳的に卑劣な行為を行ったことを認め、有罪判決を受け、またはそのような行為を行ったことが知られている、あるいは判明している（ロータリアン以外の）ボランティアは、ロータリーの枠組みで青少年と一緒に活動することが禁止されなければならない。

性的虐待あるいはセクシャルハラスメントあるいは深刻かつ／または広範囲におよぶハラスメントを自ら認め、あるいは有罪であると宣告され、あるいはそのような行為を行ったことが知られている、または判明しているいかなる個人についても、ロータリークラブまたはローターアクトクラブは、その会員身分を終結しなければならない。

性的虐待あるいはセクシャルハラスメントあるいは深刻かつ／または広範囲におよぶハラスメントを自ら認め、あるいは有罪であると宣告され、あるいはそのような行為を行ったことが知られている、または判明しているいかなる人物に対しても、ロータリークラブまたはローターアクトクラブは、会員身分を認めることはできない。クラブが、事実を知りながらそのような人物の会員身分を終結しなかったという情報が得られた場合、RI理事会は機能していないことを理由に、クラブを終結する。

ロータリークラブおよびローターアクトクラブ、地区、およびゾーンのリーダーは、性的虐待、セクシャルハラスメント、深刻かつ／または広範囲におよぶハラスメントならびにその結果生じた会員身分の終結について事務総長に迅速に報告しなければならない。ハラスメントの調査結果への適切な対応を怠った場合、クラブ終結またはその他の制裁を含むしかるべき措置のためにRI理事会に報告される。

ロータリー学友会、ロータリー行動グループ、ロータリー親睦活動グループに関して、学友会、ロータリー行動グループおよびロータリー親睦活動グループのリーダーは、ハラスメントの申し立てに迅速に対応するものとし、申し立てを行った者に対する報復をしてはならない。学友会、行動グループ、または親睦活動グループの行事または活動におけるハラスメントの申し立ては、学友会、行動グループ、または親睦活動グループによって、あるいは学友会、行動グループ、または親睦活動グループの委員長により任命された委員会によって審査し、妥当な期間（通常は1カ月）内に回答するものとする。学友会、行動グループ、または親睦活動グループの委員長またはその他のリーダーが違反の申し立ての対象者である場合は、直前委員長（または直近の委員長）が直接、または本件に関する委員会を任命することにより、申し立てを審査して回答するものとする。違反の申し立ての対象者が学友会、行動グループまたは親睦活動グループの理事会のメンバーである場合は、自ら審議から外れることが期待される。審査および／または調査は、行為の深刻度および広汎性を含む状況に応じて異なるものとする。ハラスメントの申し立てが学友会、行動グループ、または親睦活動グループによって適切に対応されなかったという懸念は、該当する書類を用いてRI会長に伝えることができる。

ロータリー学友会、ロータリー行動グループ、およびロータリー親睦活動グループは、ハラスメントの申し立てを申し立ての対象者のクラブ会長および地区ガバナーに報告しなければならない。ロータリー学友会、ロータリー行動グループ、およびロータリー親睦活動グループがハラスメントの調査結果への適切な対応を怠った場合、RI会長は適切な措置を求めてRI理事会に通知するものとする。そのような措置には、グループの終結またはその他の適切な制裁が含まれる可能性がある（2023年4月理事会会合、決定114号）。

出典：2019年11月理事会会合、決定119号。2019年10月理事会会合、決定48号、2020年4月理事会会合、決定132号、2021年6月理事会会合、決定177号により改正

26.120.1. 成人のハラスメント方針に関するカリキュラム (Curriculum on Adult Harassment Policies)

現職と次期クラブ会長、ガバナー、地域リーダー、理事は、RI の成人ハラスメント方針と手続についてカリキュラムを受けるものとする。この研修は会長エレクト研修セミナー（PETS）や国際協議会など（ただしこれらに限定されない）行事において実施する（2024年4月理事会会合、決定119号）。

出典：2019年10月理事会会合、 決定34号、2020年1月理事会会合、決定85号、2024年4月理事会会合、決定119号により改正

成人ハラスメントの問題を報告する

ロータリー章典に従い、ロータリーは現在、会合、行事、活動においてロータリアンまたはローターアクターがかかわるハラスメントの問題を報告するための以下の方針を定めている。

ロータリーは、いかなる形のハラスメントもない環境を維持することに力を注いでいる。ハラスメントとは大まかに定義すると、個人またはグループを、あらゆる特性*（年齢、民族、人種、肌の色、障害、宗教、社会経済的地位、文化、性別、性的指向、または性自認）に基づいて、言葉であれ身体的であれ、中傷、侮辱、または攻撃する言動を指す。

成人がかかわるハラスメントのいかなる申し立てについても通知を受けた場合、またはハラスメントを受けたと感じた場合、以下のステップに従うこと。

1. 身の安全が脅かされていると感じる場合は、警察に相談する。
2. クラブ役員（クラブ会長または幹事)、地区リーダー（地区ガバナーまたは地区ガバナーエレクト)、あるいはゾーンのリーダー（RI 理事）に通知する。
3. 問題について国際ロータリーのクラブ・地区支援室（cds@rotary.org ）に報告する。
4. 青少年がかかわるハラスメントまたは虐待の申し立てはすべて、72時間以内に国際ロータリーに報告（youthprotection@rotary.org）しなければならない。

* ここに挙げられた特性は、ロータリー章典第26.120.節「会合、行事、または活動におけるハラスメントのない環境」からの引用である。ロータリー章典が改訂された場合、この行動規範も改訂される（2024年4月理事会会合、決定119号)。

出典：2021年6月理事会会合、決定184号
2021 年11月理事会会合、決定34号、2024年4月理事会会合、決定119号により改正

第５章　ハラスメントに対する対応

（RI ウェブサイト　ラーニングセンター　ハラスメントの防止と対処法より抜粋）

あなたがハラスメントを受けたと感じた場合は、

- **身の安全が脅かされていると感じたら、警察に相談する**

一番大切なのは、あなたの身の安全です。重大なハラスメントを受けた場合は、警察に連絡しましょう。犯罪行為の申し立てがあったら、警察に連絡する必要があります。

- **クラブ理事会、地区リーダー、ゾーンリーダーなど適切な人に伝える**

クラブまたは地区の誰かからハラスメントを受けた場合、または、ロータリー行事でハラスメント行為があった場合には、起きた場所に応じて適切な人に伝えてください（クラブ理事会、行事責任者である地区リーダー、担当するゾーンのリーダーなど）。ロータリー行動グループまたは親睦活動グループが運営する行事や活動でハラスメント行為があった場合、グループの委員長またはリーダーシップチームのメンバーに報告してください。

- **国際ロータリーに報告する**

国際ロータリーの行事（国際協議会、国際大会など）で起きたハラスメントの申し立ては、国際ロータリー世界本部に報告してください。
地区ガバナー、ガバナーエレクト、ガバナーノミニー、理事、管理委員によるハラスメントに関する申し立ても、ロータリー世界本部に報告しなければなりません（その場合は日本事務局の職員にご連絡ください）。

それ以外のハラスメントについては、クラブ、地区、ゾーンのリーダーのいずれかに報告します。報告したにもかかわらずこれらのリーダーが対応しなかった場合には、クラブ・地区支援室の職員にご連絡ください。職員が該当する地区とゾーンのリーダーに連絡を取り、さらなる調査を行って問題解決を促すようリーダーに求めます。

性的虐待、セクシャルハラスメント、またはその他の道徳的に卑劣な行為を行ったことを認め、有罪判決を受け、またはそのような行為を行ったことが知られているロータリアンまたは一般のボランティアは、ロータリーの枠組みで青少年と一緒に活動することが禁止されなければなりません。

申し立てへの対処

クラブ、地区、ゾーン、行動グループ、親睦活動グループのリーダーは、ハラスメントの申し立てに対して迅速に対処しなければならず、申し立てを行った人への報復があってはなりません。

ロータリーは、このような申し立てへの対応を行う委員会を設置することを、これらのリーダーに強く奨励しています。地区は、地区の行動規範、ならびにクラブ内、会員間、その他のロータリー参加者との間で起こるハラスメントの防止と対処に関する方針を定めるべきです。この方針には、ハラスメントではあるものの犯罪行為とは見なされない場合にどう対処すべきか、青少年との接触をどのくらいの期間禁じるかなどを具体的に定めるべきです。性的ハラスメントが発覚した場合、青少年との一切の接触を禁じる必要があります。手続きの透明性を保つことは、ハラスメント防止の第一歩となります。

犯罪性のある行為の申し立てはすべて、警察に連絡しなければなりません。会員は常に調査や捜査に協力すべきであり、妨害すべきではありません。報告された事態や言動に直接かかわった人は、その件に関する調査や決定にかかわるべきではありません。

青少年がかかわるハラスメントの申し立てはすべて、72 時間以内に国際ロータリー（youthprotection@rotary.org）に報告しなければなりません。

ロータリーのさまざまなレベルにおける責務

- **会員の責務**

ハラスメントのない環境づくりは、全会員の責務です。ハラスメントと思われる状況を目にしたら、その行為がロータリーの方針に反することを本人に伝えてください。懸念がある場合は、クラブや地区のリーダーに伝えてください。ハラスメントを黙認することは、それを許容することと同じです。

- **クラブ理事会の責務**

行事や活動中のハラスメントの申し立てについては、クラブ理事会またはそのために任命された委員会が調査を行います。理事会または委員会は、迅速に（通常 1 カ月以内）に回答します。

ハラスメントを行ったとされるのがクラブ理事会メンバーである場合、その人は理事会による調査や話し合いに参加すべきではありません。

ハラスメントを報告したにも拘わらず、理事会または委員会がこれに適切に対処していないと感じた場合には、その件を地区ガバナーまたはハラスメントの申し立てを扱う地区委員会に報告してください。

- **地区の責務**

行事や活動におけるハラスメントの申し立ては、ガバナー、またはガバナーがその目的で任命した委員会が調査を行います。ガバナーまたは委員会は、迅速に（通常 1 カ月以内）に回答します。

ハラスメントを行ったとされるのが地区ガバナーである場合、直前ガバナーまたは委員会が申し立ての内容を調査し、申し立てを行った人に返答します。また、ハラスメントを行ったとされるのがガバナー、ガバナーエレクト、ガバナーノミニーである場合には、クラブ・地区支援室にも連絡する必要があります。

ハラスメントを行ったとされるのが地区リーダー職にある人である場合、その人はその件の協議に参加すべきではありません。

ハラスメントを報告したにもかかわらず、ガバナー、パストガバナー、委員会がこれに適切に対処していないと感じた場合、その件を RI 理事に報告してください。

- **ゾーンの責務**

行事や活動中のハラスメントの申し立ては、RI 理事、または RI 理事がその目的で任命した委員会によって調査が行われなければなりません。理事または委員会は、迅速に（通常 1 カ月以内）に回答しなければなりません。

ハラスメントを行ったとされるのが RI 理事である場合、直前理事または委員会が調査を行い、申し立てを行った人に回答します。また、申し立てられたのが RI 理事、理事エレクト、理事ノミニーである場合には、RI 会長にも報告しなければなりません。

ハラスメントを行ったとされるのが RI 理事である場合、その理事は協議に参加すべきではありません。

ゾーン役員にハラスメントを報告したにもかかわらず、役員がこれに適切に対処していないと感じた場合、その件を RI 会長に報告してください。

- **行動グループと親睦活動グループの責任**

ロータリー行動グループまたはロータリー親睦活動グループの行事や活動におけるハラスメントの申し立ては、グループまたはこの目的のために任命された委員会が審査しなければなりません。委員会は、妥当な期間内（通常 1 カ月以内）に回答しなければなりません。

グループの理事会または委員会のメンバーが申し立ての対象である場合、その人はこの

話し合いに参加すべきではありません。

行動グループと親睦活動グループは、会員に対するハラスメントの申し立てがあった場合、関連するクラブ会長と地区ガバナーに通知しなければなりません。

行動グループや親睦活動グループのリーダーにハラスメントを報告したにもかかわらず適切に対処されていないと感じた場合、適切な書類を添えて、その懸念を RI 会長に伝えることができます。行動グループや親睦活動グループがハラスメントの指摘に適切に対処していない場合、RI 会長は、RI 理事会に適切な措置を要請することになります。

ハラスメントの報告にどう対処するか

ハラスメントの申し立ては、常に深刻にとらえる必要があります。

- **すべての報告に真摯に対応する**

ハラスメントを報告した人には、ハラスメントを一切容認しないというロータリーの方針を伝えてください。可能な対処方法の選択肢を伝えた上で、調査を行うことを希望するかどうかを本人に尋ねてください。

- **申し立てについて適切な人または委員会に報告する**

状況から判断して適切であれば、ハラスメントの申し立てを行った人が警察に連絡した場合にはこれをサポートすると伝えてください。

申し立てに公正かつ迅速に対応するため、クラブ、地区、ゾーン、行動グループ、親睦活動グループでも調査委員会を設置すべきです。そのような委員会がない場合、クラブ会長または地区ガバナーに連絡しましょう。

- **疑いのある人を青少年活動から除外する**

関係者全員を守るため、またロータリーの青少年保護方針を守るため、性的虐待またはハラスメントの疑いをかけられた人については、その件が解決するまで青少年との接触を含む活動から除外しなければなりません。この措置は、青少年を守るためだけでなく、さらなる申し立てからその人を守るためでもあります。

- **申し立ての内容を吟味し、誰から話を聞くかを決める**

申し立ての内容を吟味し、誰から話を聞くかを決めましょう。関係者すべてから聞き取りを行うべきです。特に、ハラスメントの申し立てを行った人、ハラスメントを行ったとされる人、それを目撃した人から話を聞くことが大切です。聞き取りを拒む人、または連絡しても返答がない人がいる場合、その旨を報告書に含めてください。返答がない場合、少なくとも 2 種類の方法で 3 回は連絡すべきです。直接会う代わりに、電話やビデオ会議を使うこともできます。どのような手段であれ、聞き取りの際には詳細なメモを取りましょう。

- **徹底した調査を行う**

まずは申し立てを行った人と話し、次の点を尋ねます

何が起きたのか。

1. **目撃した可能性のある人は誰か**
2. **どのような対応を望んでいるか　（例：地区による対応など）。**

次に、ハラスメントを行ったとされる人と話し、申し立てがあったことを伝えます。何が起きたのかを尋ね、それを目撃した可能性のある人の名前、およびそのようなハラスメントがなかったことを示す文書や証拠があれば提出するよう求めます。

目撃者についても同様のアプローチをとります。事実を集めることを目的とした質問にとどめます。「なぜ起きたのか」といった質問は、申し立てを行った人の不名誉や批判につながりかねないため避けてください。

直接目撃した人から話を聞くのが理想的です。双方の当事者だけから話を聞いても、その内容がまったく異なる（時には正反対である）可能性があります。目撃した第三者の話によって、事実に近い結論を導くことができます。

目撃者がいない場合、双方の当事者から話を聞いた上で、どちらの証言により信ぴょう性があるか、実際に何が起きたのかを判断する必要があります。これは非常に難しいことであるため、この判断は個人ではなく、調査委員会が行うのが理想的です。

調査委員会の設置

個人ではなく委員会が調査を行った上で必要な措置を判断すべきであることをご説明しました。ハラスメントが起こる前にそのような常任委員会を設置しておくことは、手続きの透明性を保つ上でも重要となります。クラブの委員会は 3 名程度、地区の委員会は 3〜5 名程度が推奨されています。

- **調査委員（会員または一般の人）人選のポイント：**
 - ✧ 警察官、ソーシャルワーカー、メンタルヘルスのカウンセラーなど、ハラスメントの申し立てを仕事で扱ったことのある人
 - ✧ ハラスメントのない環境づくりに熱心な人
 - ✧ 客観的な視点で調査に徹することができる人

委員となる意欲がありながらハラスメントの調査の仕方がわからない人がいる場合、この分野の専門家や地元警察署の人を招き、講習をしてもらうとよいでしょう。

委員会の設置と委員の研修が済んだら、委員会とその責務内容を会員と地区リーダーに伝えましょう。

- **調査結果を報告書にまとめ、推奨事項を含める**

一連の聞き取りが終ったら、結論を含む報告書を作成します。この結論に基づき、すべての関係者の安全を守るためにさらなる措置が必要かどうかを判断します。この措置には、ハラスメントを行った人を退会処分とする、役職からの辞任を求める、青少年関連活動への参加を禁じる、などがあります。

同じようなハラスメントが二度と起きないように、報告書には今後の推奨事項（当事者間の話し合いの仲裁をする、クラブの行動規範を作成する、など）を含め、これらが確実に行われることを確認してください。

調査結果は地区で保管してください。ハラスメントを行った人による今後の青少年活動への参加を禁止すべきだと地区が判断した場合、または方針によってそのような禁止または退会が義務づけられている場合は、国際ロータリーにその旨通知してください。

ハラスメント相談窓口の設置

ハラスメントが発生した事実の把握や適切な対応を行うことが、ハラスメント相談窓口を設置する目的です。

ハラスメントを受けた場合でも相談しやすい体制を整備していれば事実を確認した上で対処できるため、ハラスメントによる被害を抑えやすくなるだけでなく再発を防ぐことも可能です。

相談した事実が外部に広がり、ハラスメントの被害を受けた者が不利益にならないようにするためにも、ハラスメント相談窓口を運用する際は相談者のプライバシーを守らなければなりません。

被害者の個人情報はもちろん、相談内容を公表することのないように注意する必要があります。相談者が安心して相談できる体制を整備するためにも、相談を受けた内容や相談者に関する情報管理を厳重に行うことを委員会内で周知しておきましょう。

内部相談窓口

内部相談窓口とは、委員会の人材を活用して設置したハラスメント相談窓口のことです。相談窓口を設ける際は、少なくとも実際に窓口になる担当者に男女各 1 名と責任者 1 名の 3 名を配置するのが理想的です。

メール相談窓口：各部門別に相談窓口および相談員 3 名を配置する

青少年奉仕委員会・・・・・　青少年プログラム全般
青少年交換委員会・・・・・　青少年交換学生（日本語と英語対応）
米山記念奨学委員会・・・・　米山奨学生（日本語と英語対応）
ローターアクト委員会・・・　ローターアクター
学友委員会・・・・・・・・・　ロータリーフェローズ 2650 会員

外部相談窓口（委託）

ハラスメント相談窓口を地区内に設置せずに外部相談窓口を設置して、運用を外部に委託することもできます。

委託先として、ハラスメント対策に対応できる専門家や外部サービスを選びましょう。また、契約を締結する際は、相談者のプライバシーを守るために情報管理に関する取り決めをしておくことも大切です。

会員の退会措置を取る

クラブは、性的虐待あるいはハラスメントを自ら認め、あるいは有罪を宣告され、あるいはそれに関与したと認められた会員を退会させなければなりません。ハラスメントが理由で退会となった会員はすべて、クラブ・地区支援室の職員に報告しなければなりません。

性的虐待あるいはハラスメントを自ら認め、あるいは有罪を宣告され、あるいはそれに関与したと認められたロータリアン以外の人は、青少年がかかわるロータリー活動に携わることを禁じなければなりません。クラブは、性的虐待またはハラスメントに携わったと分かっている人を入会させることはできません。

そうと知りながらそのようなロータリアンをクラブが退会させなかったと RI 理事会が知った場合、理事会はそのロータリアンの会員身分とクラブの加盟身分を終結することができます。

- **会員身分の存続に関する RI 定款と標準ロータリークラブ定款の規定**

クラブ会員が、会員としてふさわしくない振舞い、またはクラブに害をもたらすような振舞いをしたという信憑性のある告発がある場合、これらの告発が立証された場合、あるいは当該会員の会員身分を終結するのに正当な理由となる場合は、クラブ理事会は、直ちに、会員身分の一時保留を検討すべきでしょう。

またクラブの会員としての資格条件に欠けるようになった場合、もしくは他に十分と認められる根拠があれば、クラブ理事会は、当該会員の身分の終結を検討することが求められています。会員身分の終結ならびに一時保留の要件は次の通りです。

第 13 条　会員身分の存続
第 3 節 － 自動的終結 － RI 理事会。
RI 細則（第 3.060.節）の手続に従って RI 理事会がクラブに指示した場合、会員身分は自動的に終結するものとする　（2025 年規定審議会で採択〔25 - 28〕）

第 6 節 ― 終結 ― その他の理由。
(a) 正当な理由。
理事会は、いずれの会員も、クラブの会員としての資格条件に欠けるようになった場合、もしくは他に十分と認められる根拠があれば、特にその目的のために招集された理事会の会合において、出席し投票した全理事の 3 分の 2 以上の賛成投票によって、その会員身分を終結することができる。本会合の指針となる原則は、第 8 条の第 1 節、「四つのテスト」、およびロータリアンの高い倫理基準とする。
(b) 通知。
理事会が本節(a)項の下に決定する前に、当該会員は、少なくとも 10 日間の予告を書面によって与えられ、理事会に対して書面にて回答する機会を与えられるものとする。かかる予告の通達は、配達証明便または書留郵便によって、分かっている最新の宛先に送付されるものとする。会員は、理事会に出頭して、自分の立場を釈明する権利を持つ。

第 11 節 ― 一時保留。本定款のいかなる規定にもかかわらず、理事会の見解において、
(a) 会員が、本定款に従うことを拒否または怠った、あるいは会員としてふさわしくない振舞い、またはクラブに害をもたらすような振舞いをしたという信憑性のある告発がある場合、および、

(b) これらの告発が立証された場合、当該会員の会員身分を終結するのに正当な理由となる場合、　および、
(c) 当該会員の会員身分に関していかなる措置も取るべきではなく、その結果を待つ間、または理事会が適切と考える措置が最初に取られるべきである場合、および、
(d) 当該会員の会員身分に対する票決を取ることなく、当該会員の会員身分を一時保留とし、当該会員が例会やそのほかのクラブの活動への出席や、いかなる役職や任務からも除外することがクラブの最善の利益となる場合、

理事会は、その 3 分の 2 以上の賛成票によって、理事会の決定する妥当な期間（ただし最大 90 日間）と理事会が定めたその他の条件に従い、会員の会員身分を一時保留とすることができる。一時保留とされた会員は、本条第 6 節に定められる通り、一時保留について提訴する、または調停や仲裁を求めることができる。一時保留期間中、当該会員は出席要件を免除されるものとする。理事会は、一時保留期間が終了する前に、一時保留となっているロータリアンの会員身分を終結する手続きを取るか、通常の会員身分に復帰させなければならない。

2025 年規定審議会で国際ロータリー細則は次のように改正された。

第 3 条 RI 脱会、加盟停止、または加盟の終結

3.060. 正当な理由による会員またはローターアクターの終結
クラブとローターアクトクラブは、会員資格条件を満たさなくなった会員およびローターアクターの会員身分を、正当な理由をもって終結すべきである。クラブがそうしない場合、理事会は、正当な理由をもって、その会員またはローターアクターの会員身分を終結するようクラブに指示することができる。終結の決定の指針となる原則は、RI 定款第 4 条第 2 節（a）、および会員またはローターアクターに期待される高い倫理基準である。理事会は、終結すべきでない理由を説明するための 30 日間の猶予を当該会員またはローターアクターに与えるものとする。理事会は、当該会員またはローターアクターが十分な理由を提示しなかったと理事会が判断した場合、30 日間の期間後、クラブに対して当該会員またはローターアクターの会員身分を終結するよう指示できる。会員またはローターアクターの会員身分を終結するには、理事会全体の 3 分の 2 の投票が必要となる。理事会は、その裁量により、本節の手続に従って、RIBI 内のクラブの会員またはローターアクターの会員身分に関し、RI 理事会に代わって決定する権限を RIBI に与えることができる。
（2025 年規定審議会で採択〔25 - 28〕）

ただし、会員の資格要件は下記の通りです。

RI 定款
第 4 条　会員
第 2 節 — クラブの構成。
（a）クラブは、以下のような成人によって構成される。
1. **善良さ、高潔さ、リーダーシップを身をもって示す**
2. 事業、専門職務、職業および／または**地域社会でよい評判を受けている**
3. 地域社会および／または世界において**奉仕する意欲がある**

標準ロータリークラブ定款
第 8 条　会員身分
第 1 節 — 全般的資格条件。
本クラブは、**善良さ、高潔さ、リーダーシップを身をもって示し**、事業、専門職務、および／または**地域社会でよい評判を受けており**、地域社会および／または世界において**奉仕する意欲のある成人**によって構成されるものとする。

ただ、警察、被疑者、被害者等関係者から詳しい情報が得られず、真相が判らない場合もあります。

しかし、地区委員会およびロータリークラブ出来る限り情報を収集し、早期に対応することが求められています。（一時保留措置　⇒　会員身分の終結）
起訴猶予となった場合でも、捜査機関が犯罪の嫌疑がない（無実である）という判断をしたわけではないため、ロータリークラブとしてどのように対応すべきか、収集した情報をもとに判断することが求められることになります。

クラブからのハラスメント報告に対する地区危機管理委員会の対応と立場

クラブからのハラスメント報告に対する地区危機管理委員会の対応と立場について記載します。

［対応］

① 事実だけを正確に早くガバナーに報告・相談する。
（関係者から情報を入手し、直ぐに臨時危機管理委員会を開催する。憶測で話さない。）

- ロータリーの活動か？
- 成人（18 才以上）か？

> **青少年プログラムの場合**
> 72 時間ルールの対象となるのは青少年交換とインターアクト及び、18 歳未満の RYLA 参加者
>
> 成人の場合（日本の成人年齢は１８歳以上）
> 72 時間ルールは適応されないが、RAC・RYLA を含むすべてのロータリアンに、RI への報告を推奨している。

② クラブ内で解決できるか？ロータリーの運営・活動はクラブが主体であり、ハラスメントが発生した場合もクラブ内で解決することによってクラブの浄化につながる。
③ ガバナーの責務はクラブを支援することであり、軽々にクラブに指示をすべきではない。
④ 日本の法律を優先し 、次に RI の規定に対応する。
⑤ ロータリーの行動規範を遵守する。
⑥ 地区方針を地区内で情報共有する。（研修セミナーを実施する。）

奨学生に対する何気ない言葉がハラスメントになっていませんか？

◆ パワーハラスメント

「お金を出してやつているのだから･･･」、「自分は、社会的地位が高いんだ･･･」と言ってと高圧的な接し方をすると、パワーハラスメントになる場合があります。

◆ セクシャルハラスメント

「飲んだ席で思わず･･･」、「夜間例会で、お酒が入り･･･」、「写真撮影の時に肩を抱き寄せる･･･」、「外国人だからと思って、親しみを込めてハグをする･･･」、「足が綺麗だねと褒める」などは、セクシャルハラスメントになる場合があります。特に異性の場合は、不必要に二人きりになる状況をなるべく避け、無用な誤解を生まないようにしましょう。

「そんなつもりはない」は通じません。
相手が不快に感じたら、それは「ハラスメント」になる恐れがあります。

重要なことは相手の人格を尊重すること、多様性を認めること、異文化を理解する姿勢です。

ハラスメント理解度チェック

該当すると思われる項目にチェックを入れてください。

- □ あまりセクハラにこだわり過ぎると、クラブの雰囲気が悪くなると思う。
- □ クラブで一番若いし、奨学金をあげているのだから、家族会などでお酌をするのは当然だ。
- □ 冗談で言っているのに、性的だ、卑猥な言葉だと不快に思うのは過剰反応だ。
- □ ハグをしたり、肩を抱いたり、腰に手を回すことは親近感の表れで、それくらい良いと思う。
- □ 「男(女)なのだからもっと男(女)らしくした方が良い」とアドバイスしたことがある。
- □ 一人暮らしが心配なので生活状況をちゃんと把握しておきたい。
- □ カウンセラーとして、何度も電話をしたり、メールを送って奨学生の行動を全て把握したい。
- □ 似合いそうだつたので、好みの服装(浴衣、民族衣装、コスプレなど)を着て欲しいと強要した。
- □ ロータリーと研究とどちらが大事なのかと強く二者択一を迫った。
- □ 奨学生の悪い印象を、周囲の人に言いふらしてしまった。
- □ 疲れている様子だったので肩をもんであげた。これもコミュニケーションの一つだと思う。
- □ 異性の奨学生に対して、落ち込んでいたので手を握って励ましてあげた。
- □ 心配だし、異性関係について聞くのは必要な情報交換だと思う。
- □ 奨学金を出してあげているのだから、もっとロータリーに尽くして欲しい。
- □ 「女性なのだから、化粧ぐらいはできるようになった方がいい」とアドバイスしたい。
- □ 奨学会を出しているのだから、プライバシーに関係なく経済状況を調べ上げるべきだ。
- □ 「男のくせに根性がないね。昔の男は、もっと根性があった…。」くらいはいつて良いと思う。
- □ 見た目と性別が異なつて見えることに対して本人に聞いてみたい。

いかがでしたか?理解度チェックの項目は、すべてハラスメントの観点から問題になる可能性があるものです。それぞれの項目が、なぜ、ハラスメントとして問題があるのか考えてみましょう。実際には奨学生との関係性や、具体的な状況によって、絶対にハラスメントになるとは限りませんが、ひとつでもチェックを入れた項目があつた場合は、ふだんから気を付ける必要があります。ロータリーは、多様性を重んじ、年齢、民族、人種、肌の色、障害、宗教、信条、文化、性別、性的指向などあらゆる背景の人に、平等に接しなければいけません。性的マイノリティの人に対しても不信感を抱かせる言動は避けましよう。

(ロータリー米山記念奨学会　奨学事業ハンドブックより抜粋)

まとめ

すべての申し立てをクラブ、地区、ゾーン、奉仕活動グループ、親睦活動グループのリーダーが深刻にとらえることが極めて重要です。

例会やロータリーの行事は、誰もが快く安心して参加できる場所であるべきです。

そのためには、ハラスメントの方針を全会員に伝えることが求められています。

さらに、ハラスメントの申し立てを調査する委員会や機関を設置したり、懸念があればいつでも相談することができる窓口を設置することが奨励されています。

最初の１歩

全てのロータリアンにとって『好ましくない事態の全て（危機管理の「危機」）』が発生または発生することが予想されたときの第１歩（手続きフロー）

第１認知者 ⇒ クラブ・地区委員 ⇒ 危機管理委員会 ガバナー事務所 ⇒ ゼロトレ72･RI ⇒ 必要な対応

各クラブ主催の奉仕事業 および 各地区委員会主催の奉仕事業 における危機事案の報告及び緊急措置に関する手順

※ ロータリー活動とは関係のないロータリアンの個人的な事案については、P17-P18 の会員資格要件に照らして、クラブ理事会が厳正な対応をとる。

危機（事態）の発生

↓

『青少年』に関する事案？

↓ YES

『青少年』に対する**ハラスメント？**

地区危機管理委員会へ報告する基準

青少年奉仕関連事業展開中に発生した事案で
- 傷病で一週間を超える長期間の入院を含む重大治療を要する場合
- 中重度（保護者承認が必要）の手術を受ける時
- ケンカ等で相手に一週間以上の治療を要する被害を与えた時
- 重大被害が予想される自然災害（地震・広範囲・重篤な伝染病）が事前に予想された時
 注）台風等避難可能な自然災害の場合はクラブ内で対応する

通常の生活に支障となる場合「YES」を選択。
また、どちらか迷った時は「YES」を選択

ハラスメント、虐待事案は全て、この処理ルーチンに

C - G P S
キャッチ 保護 / ジー ガバナー / ピー Police / エス 隔離

⇒ **ゼロトレ 72・RI**
ゼロ容認方針 / 72 時間以内 RI へ

NO

第１認知者のみで対応可能か？
発生事案は　本当に軽微なものか？
危機管理委員会に報告する必要がないか？
迷った時は『NO』の処理に

YES

NO

危機管理委員会で各状況を考慮し、下記を判断する。
①危機管理委員会、緊急部会等で措置する
②影響範囲、解決の対象レベル等を判断し、該当クラブの措置に任せる

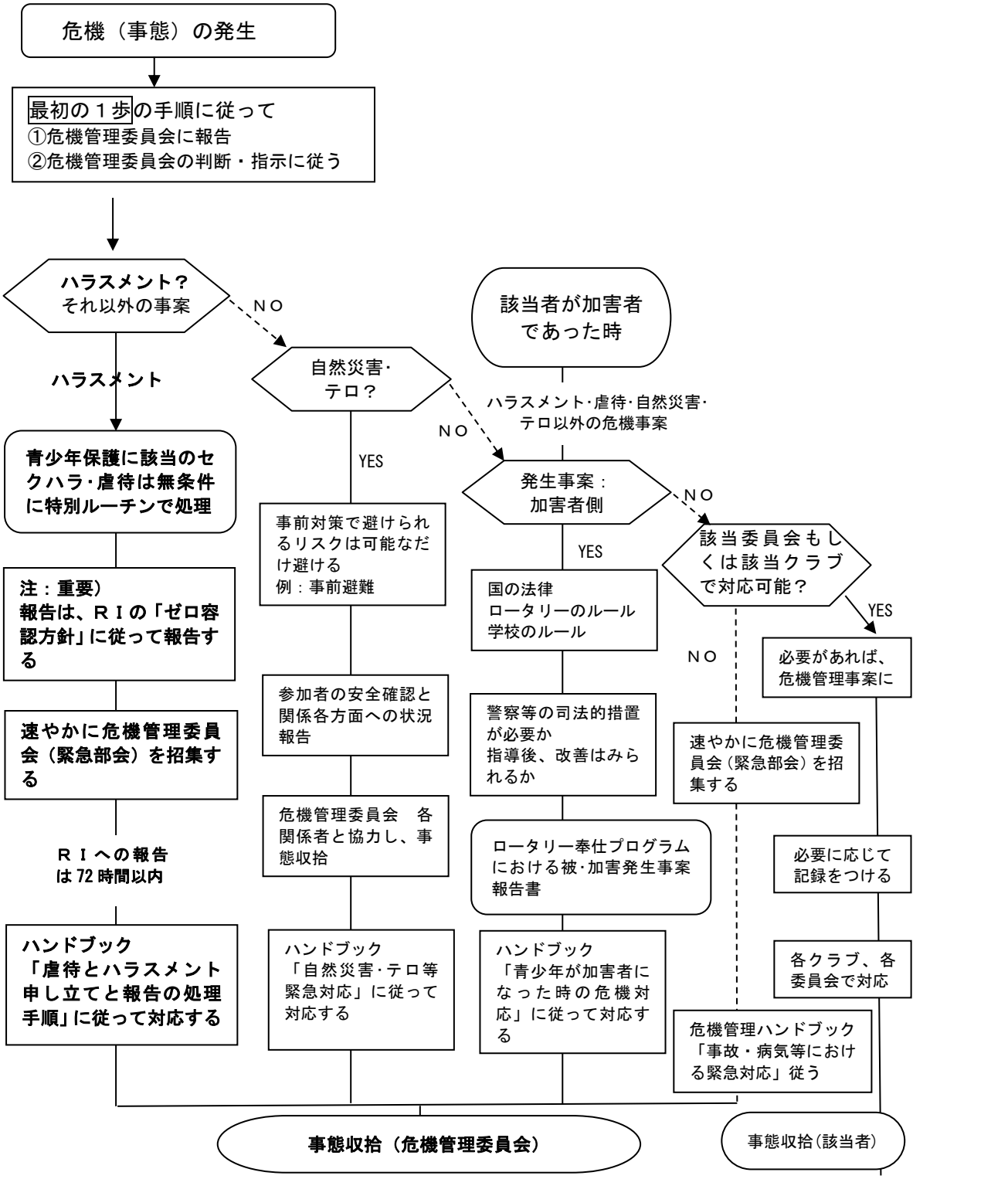
危機管理委員会の判断に従う
＋それぞれのルーチンへ（次ページ）

RI への報告義務事案は 72hr ルールに従う

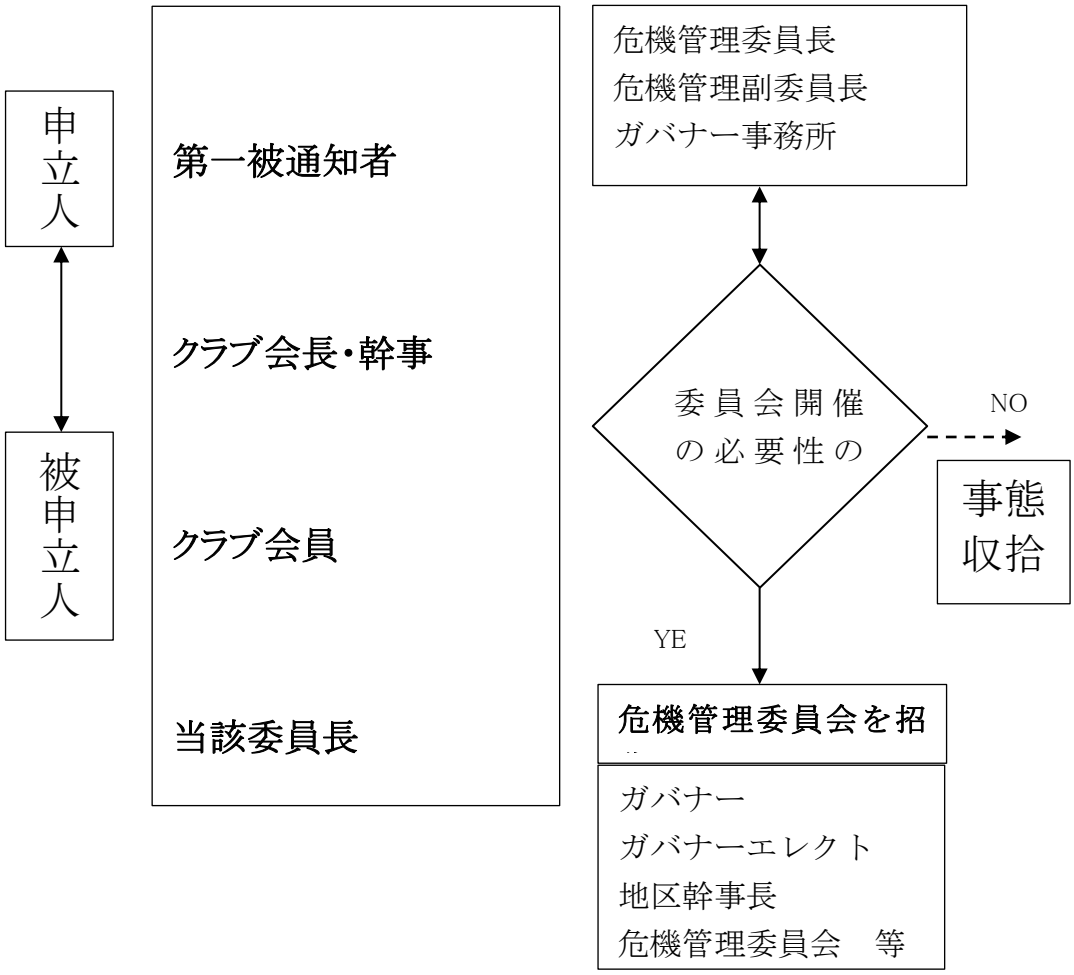
次の２歩目

危機管理委員会が、重要度・影響範囲・緊急性などで、
第２歩目の判断を行います

申立者 ⇒ 第１認知者・クラブ・地区委員 ⇒ 危機管理委員会・ガバナー事務所 ⇒ ＲＩ・ｽﾎﾟﾝｻｰ地区・公的放送機関



国際ロータリー第2650地区　緊急連絡網



※委員会の開催の必要堰の確認については基本的に危機管理委員長・副委員長・ガバナー事務所が行う
※危機管理委員会会合の集合場所は危機管理委員長が指定しない限りはガバナー事務所とする
※連絡は自宅・職場・携帯電話・Ｅメールに

ガバナー事務所　TEL　075-353-2650　/　075-343-2650

FAX　075-343-2651

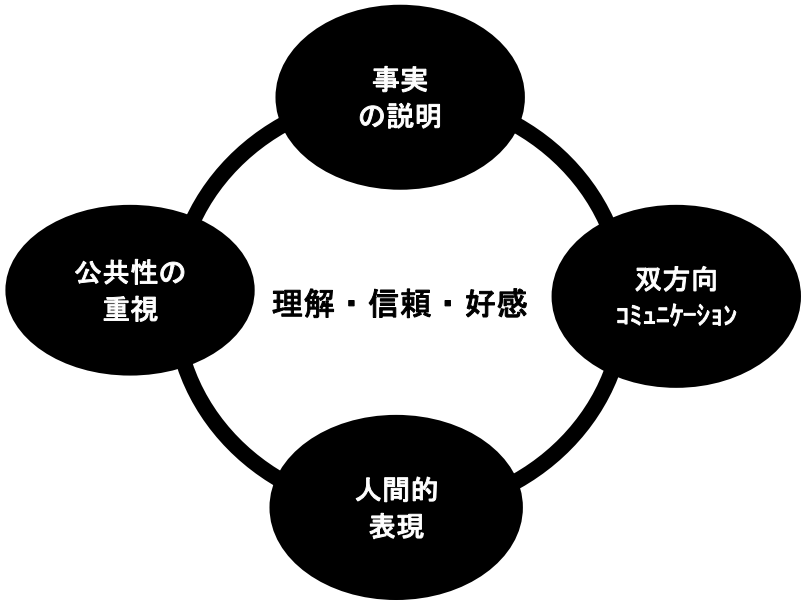
Ｅメール　gov20XX-XX@rid2650.gr.jp

第 6 章　不祥事の公表とマスコミ対策

リスクマネジメントというと、専門的な用語に聞こえるかもしれませんが、要は、危機を予測し、できるだけその影響を受けない、あるいは影響を小さくする活動です。これに対して、危機が発生したときにダメージを最小限に抑えるための活動をクライシスマネジメントと言いますが、実は、危機の発生直後は、当事者でさえ何が起こっているのか情報を正確に把握できないことが多いものです。たとえば、某食品メーカーで食中毒事件が発生したとき、総務部の社員でさえ、何が起きているのかまったくわからなかったそうです。そこで役に立つのが「危機管理広報」です。

「広報」というと、記者会見を思い浮かべる方が多いかもしれませんが、それだけではありません。当事者の中で何が起きているかを共有するのも、対外的に発信するのも、すべて「危機管理広報」です。危機管理広報がなぜ役に立つのかと言えば、何を守るのか、誰に対して何を伝えるのか、その方針を明確にすることで事態を収束させていくことができるからです。実は、この危機管理広報には、特に初動、つまり危機が発生した際の行動における 3 つの大原則があります。これを知っておくだけで、危機管理の対応は劇的に変わるはずです。

広報の目指すもの



危機管理広報に求められる 3 つの役割

危機管理広報ではトラブルが発生した場合の対応と、トラブルが発生する前の活動が重要となってきます。そこで次に、実際の危機管理広報の役割や、具体的にどのような活動を行っているかについて紹介します。

1.危機的状況に対してあらかじめ準備しておく

組織の存続を揺るがすような大きなトラブルでも、発生は思いがけず突然起こることがほとんどです。とはいえ、トラブルが発生した際に手をこまねいていては、組織に深刻なダメージが発生する危険性もあります。

そのため突然危機的状況が発生したとしても、迅速に対応できるよう、起こりうるトラブルの想定や、実際にそのトラブルが起こった場合の対応方針、社員の役割などを明確化しておきましょう。現場の社員に対しては、実際にトラブルが発生した場合を想定したシミュレーションなどを実施しておくとより安心です。

２.危機発生時には情報を速やかに開示する

もし実際にトラブルなどで危機的状況が発生した場合は、できる限りスピーディーに正しい情報を開示することが重要となってきます。関係者からすぐに情報を収集し、現在どのようなことが起こっているのかを把握、事実関係やその対応について明確に情報伝達を行ってください。

危機管理広報では、この情報の開示など初動対応が、ブランドや組織への印象、サービスの存続などに直結する重要なポイントです。トラブル自体は多かれ少なかれ発生してしまうものであるため、その後の情報開示は迅速に行いましょう。

３.風評被害を防ぐ

プレスリリースや緊急記者会見、SNS、Web サイトなどを通じて情報開示を行った後は、自組織が発信した情報に対して事実誤認が起こっていないかどうかをエゴサーチ（自社についての評判を検索・調査）します。

ネガティブな情報ほど拡散されやすく、浸透スピードも速くなる傾向があるため、早めに確認を行うことが重要です。もしメディアなどによって誤った情報が発信されていた場合には、毅然とした態度を取ることで、風評被害や大幅なイメージダウンを防ぐことができるでしょう。

危機管理広報の重要性はどれくらいか

社会や経済環境が複雑化するなかで、組織はトラブルに発展する危険性を潜在的に抱えています。そのため組織は日ごろからトラブルや事件・事故に備えた活動と、実際にトラブルが発生した場合の迅速な対応が必要になります。もしこの対応を誤ってしまうと、信用の失墜、公共イメージの低下、会員の不信感を招く危険性があり、これらが組織運営に大きなダメージを与えることもあるでしょう。

しかし実際には事件や事故が発生してからその重大性に気づく組織がほとんどです。アメリカのエンロンやワールドコムなどのように、危機対応の甘さから巨大な企業が崩壊する事例も実際に存在します。そのため企業が今後厳しい競争社会を生き抜くためには、危機管理システムを構築し、リスクを最小限に抑える努力を重ねていくことが重要となります。

危機管理広報で注意すべきポイント

危機管理広報のポイントは何より誠実な対応で挑むということです。

実際にトラブルが発生し、情報開示を行う場合は誠実な態度で対応することが重要です。この情報開示は、自組織のトラブルによって迷惑や心配をかけた参加者やロータリー関係者、一般賛同・協力者関係者（ステークホルダー）に対してお詫びを行うためのコミュニケーションであるため、それにふさわしい態度を心がけましょう。

このとき事態を軽く見た態度や発言は批判の的になり、この情報開示自体がさらなる不信感や炎上の対象となる危険性もあります。情報開示によってメディアの追求を受け、ストレスがたまることもありますが、常に誠実な態度で対応することが事態収束の近道です。

説明に失敗するとダメージは広がる

繰り返しになりますが、「危機管理広報」は、危機が発生した際に、組織内外の関係者（ステークホルダー）に対し適切な説明を行う活動のことを言います。誤解や信頼失墜を防ぐことを目的としていて「クライシス・コミュニケーション」とも呼ばれています。

これに失敗すると、人々の不安や不快感、不信感を増大させ、顧客離れやイメージダウンを引き起こし、時には組織の解散にまで至らせることがあります。

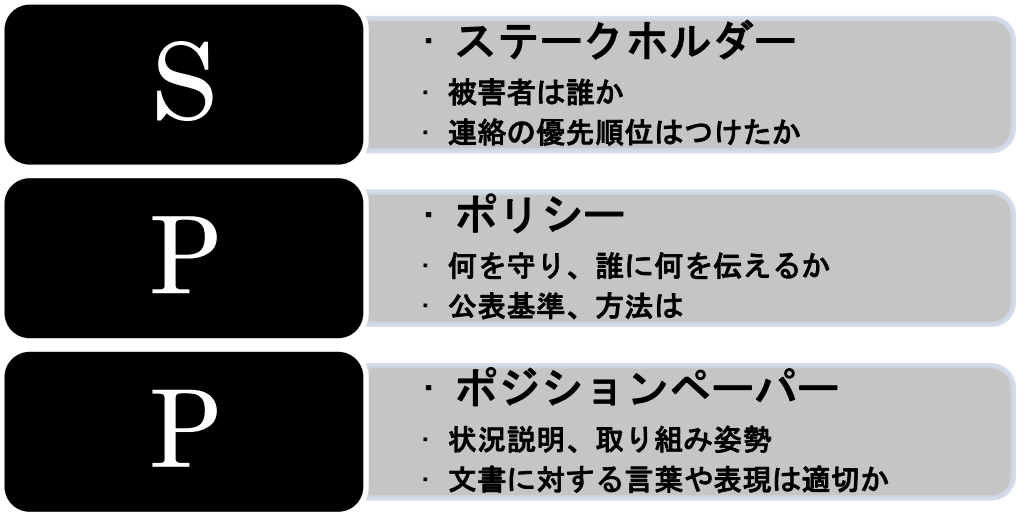
広報が目指すのは理解、信頼、好感の獲得

そもそも、現在組織で使われている「広報」という言葉は、「Public Relations（パブリック・リレーションズ、略称：PR）」を翻訳したもので、理解、信頼、好感の 3 つを獲得することで社会と良好な関係作り、組織の存続を目指す活動を指します。広報・PR の理念には、「事実の説明」「双方向コミュニケーション」「人間的表現」「公共性の重視」が掲げられており、危機時における説明責任もこの理念を軸とする必要があるのです。

初動三原則は「SPP」と覚えましょう

では、具体的には何をすべきでしょうか？　危機発生時から 24 時間以内の初動三原則をお勧めしています。覚えやすいように SPP と名付けています。S=Stakeholder（ステークホルダー）、P=Policy（ポリシー）、P=Position Paper（ポジションペーパー）。

危機管理広報　初動３原則　ＳＰＰ



広報対応を行うにあたって、まず何よりも重要なのは事実関係の確定です。
現実に、どのような現象が起こっているのか、また、その現象に関係する組織内の事実関係はどうなっているのか、これらが理解できていなければ、何を広報すればいいのか、すら判断することができません。

これでは、地域社会やマスコミ、国際ロータリー、監督官庁などのステークホルダーに不正確な事実を伝えてしまう危険性が高いだけでなく、そもそも、組織としての明確な対応方針すら定めることができないため、社会からの不信感が高まることとなります。

初動 1：ステークホルダーを把握する

危機管理委員会を中心に、被害者、市民、関係先、国際ロータリー、ロータリー会員、ロータリーファミリー、マスコミ、警察を含めたすべての関係者（ステークホルダー）を洗い出し、図式化し、対応や連絡の優先順位を決めます。被害者が誰で、被害者を増やさないことを目的とした情報発信をするためです。いずれにせよ、ステークホルダーの洗い出しによって被害者や組織のポジションを明確にでき、誰に意識をむけるべきか共通認識を形成することができます。

考えられるステークホルダー：①被害者・ご遺族（代理人）②国際ロータリー、日本全国の会員：83,000 人､地区会員 4300 人、日本国内クラブ：2,176､地区内クラブ 96）③自治体（行政）教育委員会(ロータリープログラム提携)、④TV/新聞 週刊誌 メデイア各社 ⑤一般賛同・協力者など。

そこで、不祥事に見舞われた組織としては、速やかに調査チームを編成して、事実関係の調査を急ぐ必要があります。

当該不祥事に関連する事実関係に詳しく、かつ、当該不祥事から一定の距離がある、第三者的な立場の人物を責任者に指名し、少数精鋭、かつ十分な権限が与えられたチームを編成して調査にあたってください。また、事実関係の確定に専門的・技術的な知見が必要と思われる場合には、社内外を問わず、その分野のスペシャリストの起用を検討すべきです。

初動 2：ポリシーを明確にする

何を守り、誰に何を伝えるべきかの方針を決めることです。具体的には、いつどのような形で公表するのか、記者会見を開くのか、開かないのか、個別対応とするのか。ウェブサイトでのコメントのみとするのか。記者会見を開く場合にはいつ開くのか、何回開くのか、誰が説明するのか、単独か、別組織と共同がいいか、どのような報道を成功イメージとして持つのか。

例えば、ネットでの炎上や噂の広がりに対しては、自社サイトで事実関係のコメントを発表することで収束します。しかし、今月、大手飲食チェーン店で従業員による不衛生な動画が続けて投稿されたことを受け、同社は記者会見を開催し、一斉休業すると発表。今後はネット炎上であっても記者会見する時代になってしまったかもしれません。

広報方針の作り方

どの手法を使うのか	**記者会見、ホームページ掲載**
何のためにやるのか	**ロータリーのブランドを守るため**
いつどこから発信するのか	**〇月〇日　〇〇時　貸しホール**
誰がスポークスマンになるのか	**危機管理委員長**
誰に向けて	**主要ステークホルダーに向けて**
何を伝えるのか	**哀悼、謝罪、原因解明、再発防止策、責任の所在表**
トップの行動は？	**どこで何をするのか？**

初動 3：ポジションペーパーを作成する

起こった事実を客観的視点で説明し、どう取り組んでいるのか姿勢や見解を示す文書を「ポジションペーパー」と言います。「公式見解書」「統一見解」「プレスリリース」と表現する人もいますが、危機管理委員会としては現状を説明する資料として「ポジションペーパー」としています。これは説明責任を明確にする最重要文書で、Web サイトへの掲載、報道関係者やその他の関係者に配布します。

内容は 5 つの項目でまとめると収束しやすくなります。

(1)事実関係　(2)経緯と現状説明　(3)原因　(4)再発防止策　(5)見解。

事実関係は 5W1H で簡潔にまとめる。
　経緯は組織として把握した時点から現在までどのような行動を起こしてきたのか。
原因はわからない状況の場合には、どのように原因を調査しようとしているのか、経緯と共に記載し、原因を調査中であっても組織として反省すべき点を記載すると事態の収束はしやすいでしょう。昔と異なるのは「〇〇がミスをした」と個人の責任にすると印象が悪くなることは肝に銘じておきたいものです。
　再発防止策は、「再発防止に努めます」といったありきたりな表現ではなく、具体的な記載がある方が反省や意欲をより強く伝えることができます。
見解は、関係者の処分や責任表明、反省の言葉や再発防止の決意を記載します。自分たちが被害者の場合には、断固とした憤りの姿勢にしてもいいのです。ここでは言葉の選択力が必要であり、記者会見ともなれば、どう伝えるかといった表現力も重要になってきます。

マスコミからの質問への回答
　記者等からの質問への回答も重要な情報発信の方法です。回答は、ポジションペーパーで確認されている事実関係や基本的な対応方針およびプレスリリースによる公式な発表内容に沿って行います。これらの書面の内容から外れた回答を行わないよう留意が必要です。
　マスコミから受ける質問のなかには、担当者の立場からすると悪意を感じるような質問が含まれているかもしれませんが、冷静な対処を心がけてください。不祥事対応の局面において、感情に任せた回答がプラスの影響を与えることはありません。
　記者からの質問に対しては、その質問内容をよく確認し、質問事項を特定してから回答するように心がけましょう。回答まで時間的な余裕がある場合には、たとえば、電話などにより口頭で質問を受けた場合であっても、あらためて質問内容を書面に記して送るように依頼することも有効です。また、記者からの質問事項が多い場合は、質問に対して一問一答の回答にこだわる必要はありません。複数ある質問の全体に対して、会社が真に伝えたいコアのメッセージを交えつつ、簡潔に回答できる統一的な回答を行うことも考えられるでしょう。

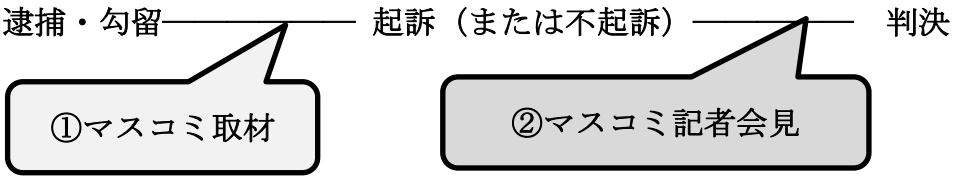
マスコミの特性と対応方法

記者会見を想定した危機管理広報訓練（メディアトレーニング）

　対策訓練や危機対応・緊急事態対応に関する研修などを実施して、緊急事態の時にミスをしないように、平時から備えておくことが重要です。
ロータリーに関する不祥事が発生した場合、マスコミから対応を求められるケースがあります。おもに下記の 2 つのケースが想定されます。

不祥事の公表とマスコミ対応

マスコミから対応を求められる場面



不祥事の公表とマスコミ対応の事前の対応

不祥事の公表とマスコミ対応のための事前の対応として、クラブや地区は、あらかじめ広報担当者を決めておく必要があります。地区の場合は、地区危機管理委員会が対応します。クラブ会長、地区ガバナーは、事件が決着した時のみ、公式発表することになります。

不祥事公表時におけるマスコミの関心

- 事実として何が起こったのか
- 発生後どのように経過し、現在はどうなっているのか
- なぜ起きたのか
- 過去に類似事件（事故）があったのか
- 今後の対策
- この事態をどう思っているのか
- 関係者は誰か
- 責任者は誰か
- トップは今どこにいるのか
- 社会的責任はどのように取るのか
- 被害者への補償、謝罪は
- 活動自粛、広告停止は
- 次の会見はいつか

記者ならではの質問

- **仮定の質問**
 ・・・　もし事実が違っていたら、どう責任を取るのか
- **二者択一式での質問**
 ・・・　それはＡとＢのどちらになるのか
- **結論の押し売り**
 ・・・　組織の安全体制に問題があったということですね
- **思い込みや誤解に基づく質問**
 ・・・　横暴な対応をしたということですが、〇〇をするそうですが、、、
- **誘導尋問形式の質問**
 ・・・　責任について検討中とのことですが、ご自身の進退も含めてですね、、、
- **圧力をかける**
 ・・・　責任を取って辞めるべきではないですか

不祥事の会見での NG ワード

① 「仕方がない」
② 「私は知らなかった」
③ 「法的に問題ない」
④ 「大したことではない」
⑤ 「〇〇から言われた」
⑥ 「遺憾です」
⑦ 「私たちは被害者なのです」
⑧ 「ノーコメント」（ノーコメントは賛同の意味に取られる）
⑨ 「・・・・せざるを得ない」
⑩ 「警察の捜査を待って、、」

⑪　「事実を把握している」（言うなら、事件発生を「認識している」）
⑫　　推測・憶測・希望的発言は絶対にしない

謝罪に必要な要素の欠如

- 事実認識　（５Ｗ１Ｈを正確に説明できること）
- 後悔
- 反省　（起きてしまったことへの率直な見解や反省）
- つぐない　（罰・責任）
- 具体的な再発防止策がある
- 二度と起こさない決意　（断固たる決意と将来への展望）
- 最重要ステークホルダーへのメッセージがある
- 非言語との一致　（態度・服装など）

会見で繰り返されると、目障りや耳障りな癖

（平時は気にならないが、危機時だと気になることがある）

ありがちな癖

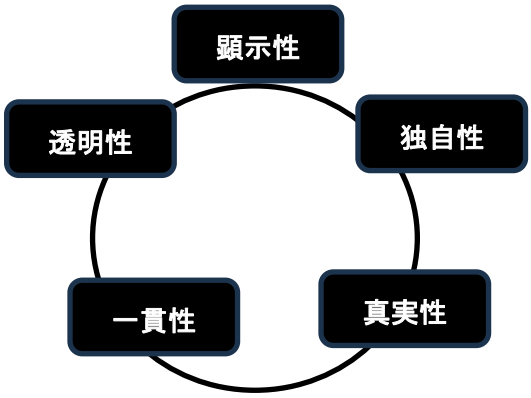
- えー
- あのー
- で、
- やはり
- 助詞を強調
- 語尾を強調

男性に多い癖

- 顔を触る
- ○○しーの連続
- 実は

声のトーンが高い、元気よすぎると反省の気持ちが伝わらない。言語、非言語の一致が必要。
立て板に水ではなく、少し間をおいて話す。時には沈黙も有効となる場合がある。

信頼・評判を高める表現力５要素



- ✓ わかりやすいか
- ✓ らしさが出てるか
- ✓ 嘘をついていないか
- ✓ ブレがないか
- ✓ オープンマインドか

５つの要素が説明や回答内容に盛り込まれていると信頼を高めることができる

マスコミ取材時の対応として、広報担当者以外のロータリアンは、発言は一切しないことが肝要です。とくに、記者からの誘導には注意する必要があります。

まとめ

クライシス・コミュニケーション初動 ３原則のキーワードは、**「ステークホルダー」「広報方針」「ポジションペーパー」**。

「ステークホルダー」は、事件事故発生をしたら、すぐに関係者を洗い出し、連絡の優先順位，担当者振り分けをすること。被害者を見失わないためでもある。何か発生するとどうしても「ああ運が悪かった」と自分達が被害者意識をもってしまうため、それを防ぐ狙いがある。

「広報方針」は一番わかりやすいのは記者会見を開くかどうか、開くならいつなのか、かない場合の理由は何かを明確にすることである。上記事例ではネット炎上だけ記者会見を開いていないが、迅速にコメントを出したために会見を開かずに済んだともいえる。

「ポジションペーパー」は、公式見解書である。説明責任を果たす重要な文書といえる。盛り込む要素は、**「事実」「経過」「原因」「再発防止策」「見解」の５つ要素**を盛り込むと質問を減らすことができる。
会見は混乱状態になることを予測し、ペーパーだけでも記事が書けるよう十分な量であることが事態収束には不可欠である。１回で出せない場合には ２回に分ける覚悟を最初に持つ選択もできる。

最後に**「表現力」の訓練**も提唱しておきたい。
どれだけ準備が万全であってもスポークスパーソンの表現力不足で伝わらない事態に陥り・誤報・誤解を生じてしまうことがある。中でも表情・服装・態度などの非言語要素も対策が必要であることを忘れずに準備を整えることを勧めたい。

非言語コミュニケーションとは

非言語コミュニケーションとは、その名の通り言葉を介さずにおこなわれるコミュニケーションのことです。
「ノンバーバルコミュニケーション」と呼ばれることもあり、具体的には表情・身振り手振り・声のトーン・話すスピード・視線・服装などが挙げられます。コミュニケーションの空気感を作るのが非言語コミュニケーションとも言われており、スムーズな会話ができるかの鍵を握ります。
もし非言語コミュニケーションが取れておらず、暗い雰囲気のまま言葉だけ明るくしても、思うように気持ちが伝わらないことが多いでしょう。また、相手の本音も聞き出しにくくなり、意思疎通が図れなくなることも増加します。
ビジネスでもプライベートでも、人対人のコミュニケーションを取るときは非言語コミュニケーションまで意識してみるのがおすすめです。

非言語コミュニケーションの重要性

非言語コミュニケーションが重要だと言われている理由のひとつに、「メラビアンの法則」が挙げられます。
メラビアンの法則はアメリカの心理学者であるアルバート・メラビアンにより提唱された法則であり、人は相手の感情のほとんどを視覚情報から読み取っていることを明らかにしました。具体的には、55%を視覚情報から、38%を聴覚情報から、7%を言語情報から読み取っているとしているので注目しておきましょう。

つまり、声のトーン・話すスピード・表情・態度・仕草などが場に合っていないと、相手の印象を損ねてしまうのです。反対に、非言語コミュニケーションが取れていると印象をよくしやすいことから、特に重要な視点であると語られるようになりました。

非言語コミュニケーションの種類は 7 つ

ここからは、非言語コミュニケーションの内容について具体的に解説していきます。
7 つの種類があるので、自分に足りている部分・欠けている部分を探したいときにお役立てください。

1. 身体動作

身体動作には、身振り・手振り・仕草・ジェスチャーなど体の動きが当てはまります。表情や視線の動きなども含まれており、目を合わせて頷きながら話を聞いたり、考えている素振りをするときにあえて視線を外したりする動きが考えられます。
なお、身体動作は国や文化による違いがあまりなく、言葉が通じない場所でも効果的に活用できます。

2. 身体の特徴

身体の特徴には容姿・体型・髪型などが当てはまりますが、服装の清潔感や TPO に合ったファッションなども該当します。
同じ人でも、休日用のラフな恰好をしているときとパーティーに相応しい恰好をしているときとでは、印象が大きく異なります。また、肌・髪・歯・爪のメンテナンスを欠かさない人は清潔感のある印象を与えやすく、良いイメージを持ってもらいやすくなるでしょう。

3. 接触行動

接触行動には、握手・ボディタッチ・ハグ（抱擁）などが当てはまります。日本人は接触行動が少なくパーソナルスペースの広い文化であるとされていますが、海外では初対面の人ともキスやハグをすることが多いことから、文化による違いが大きいとされています。

4. 近言語

近言語とは、直接的な意味を持たない言葉によるコミュニケーションのことを指します。具体的には「うん」「えぇ」などの相槌・話すスピード・声の大きさ・声のトーンなどが当てはまります。
内緒話をするときは声のトーンを抑えたひそひそ声を、プレゼンテーションのときはハキハキと大きな声を使い分けるように、近言語ごとにイメージが変わるので注意しましょう。

5. プロクセミクス

プロクセミクスとは、距離の取り方を指す言葉です。物理的な距離感が近いと親近感を覚えやすいという効果を活用し、親しくなりたい人と、反対に一定の距離感を確保してビジネスライクに付き合いたい人とで距離を使い分ける方法とも言えます。
ただし、日本人の場合はいきなり距離感を詰められると却って困惑してしまう人も多いので注意しましょう。変に馴れ馴れしい印象を与えないよう、心理的な距離感も重視する必要があります。

6. 人工物の使用

人工物の使用とは、メイク・アクセサリー・バッグや手帳などの小物などのことを指します。メイクひとつとっても、地味目で落ち着いたメイクと、パーティー用の華やかなメイク

とでは与える印象が大きく異なります。
男性でも、バッグのブランドや手帳の大きさ・質感、それぞれのアイテムの扱い方などに応じて印象が変わることは多いです。TPO・自分の年齢や体型・相手の好みに合わせた使用ができれば、印象がよくなるかもしれません。

7. 環境

コミュニケーションを取る場所も、大きく印象を左右します。同じ会議室でも、陽の光が入る明るい場所と、半分倉庫のような物が多くて暗い場所とではイメージが変わります。
また、開放的な屋上・緑の多い中庭・終業後の居酒屋・ZOOM などを活用したオンラインミーティングスペースなど、コミュニケーションを取る場所は多様です。インテリアや周りの雑音の大小なども影響してくるでしょう。

非言語コミュニケーションを最適化するメリット

次に、非言語コミュニケーションを最適化するメリットを解説します。なぜ言葉だけでなく非言語の部分にもこだわる必要があるのか、その理由を理解していきましょう。

話を補完できる

言葉だけで事務的に伝えるよりも、非言語コミュニケーションを交えた方がより話を補完できます。
頷きながら視線を合わせて話を聞けば、自分が確実に内容を理解していると相手に伝えられます。また、特に伝えたい部分だけ声のボリュームを大きくしたりゆっくり話したりすれば、どこが重要なポイントか相手に伝えやすくなるでしょう。
非言語コミュニケーションを意識的に活用すると、ただ言葉で伝える以上の効果が発揮されるのです。

信頼関係が築ける

TPO に合った服装にしたり、意欲的な姿勢で話を聞いたりすることは信頼感の構築につながります。反対に、話を聞く側の立場でありながら常に視線を合わせず、半身で座りながら頬杖をついているようでは、理解度の高低を問わず信頼感を構築することができません。
その後の付き合いを円滑にしたいときにこそ、非言語コミュニケーションに意識を配るメリットがあるのです。

相手の心情が読み取れる

表情や仕草を見ていると、相手の心情を読み取りやすくなります。首をかしげている人がいればもう一度内容を噛み砕きながら話したり、相手が時計を気にしていれば少し早めに話を切り上げたり、その場で臨機応変な対応がしやすくなるでしょう。
同様に、自分の心情を相手に伝えるためのツールとして、非言語コミュニケーションを活用するのも効果的です。

最後に、非言語コミュニケーションにおける注意点を解説します。誰にとっても意識すべき内容なので、参考にしてみましょう。

確認作業を怠らない

非言語コミュニケーションに意識を配ることは大切ですが、非言語コミュニケーションだけに依存しないよう注意します。時には書類やチャットなど非言語コミュニケーションを介さないツールで理解度を確認したり、「わかっていそうで実はわかっていない」などのギャップがないかチェックしたりすることが大切です。

態度や様子だけ見て確認作業を怠ってしまうと、あとで大きなトラブルになることも多いです。また、相手の心情に配慮したコミュニケーションをすることも意識してみましょう。

文化の違いを理解する

非言語コミュニケーションは、国・文化・年代により常識が異なるケースも多いです。よかれと思って距離感を縮めたことが結果的に「馴れ馴れしい」と思われたり、マナーに配慮しているつもりが「近づきがたい」と思われたりすることはよくあります。
自分が良いと思えるコミュニケーションだけでなく、相手のトーンに合わせたコミュニケーションを意識してみましょう。また、文化の違いを勉強するなど、前もって心づもりをしておくことも大切です。

レピュテーション管理

不祥事を公表するかどうかの判断基準とレピュテーション管理のポイント

レピュテーションの維持・向上を目指すため、組織は「誠実性＝Integrity」と「適切なコミュニケーション」を行動指針とすべきです。これらを実現して社会からの信頼を得るためには、会員のために必要な情報は自ら公表し、事実関係、発生原因、再発防止策などを十分に説明して透明性を高めることが重要となります。

実際に公表を要するかどうかの判断には「会員とロータリーの適正な利益を守るために必要な情報であるか否か」という目線が必要になりますが、不祥事の当事者である会員が適切な判断を下せるかは疑問ですので、クラブ役員、地区役員、弁護士や地区危機管理委員会等など、第三者的な意見を参考に判断を下すことが適切でしょう。

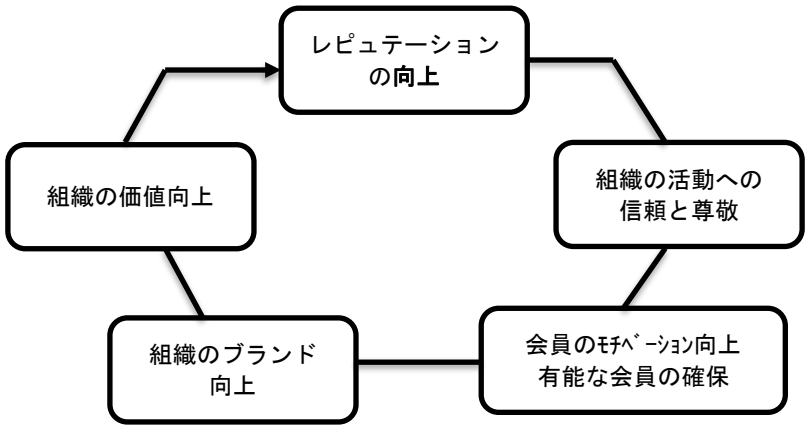
レピュテーションを向上させる局面

レピュテーションとは、「評判・世評」のことです。

昨今、不祥事に見舞われた組織が、まずい広報対応をしてしまい、「レピュテーションを落とした」と評価されるような事態も生じています。このため、多くの組織では、こういった事例を他山の石として、組織の「レピュテーションリスク」対応体制を整備するべく努力を続けています。もっとも、この場合には、万が一の事態が生じた場合に、レピュテーションの低下、活動へのマイナスをいかに最小限に食い止めるか、というリアクションの方向性で議論されることが多いと思われます。

レピュテーションが高い組織は、社会からの高い信頼・尊敬を得ることが可能となり、優秀な会員の獲得、組織ブランド価値向上に結び付きます。次に、これらから生まれた総合的な価値の増加が、新たな社会からの評価、信頼を呼び込むことにつながり、再び、レピュテーションの向上に期待が持てるようになります。

好循環



このように、組織は、レピュテーションを適切に管理することにより、上記のような好循環による恩恵を受けることが可能となります。この意味で、レピュテーションは組織に計り知れないプラスの影響を与える重要な無形資産であると捉えるべきです。

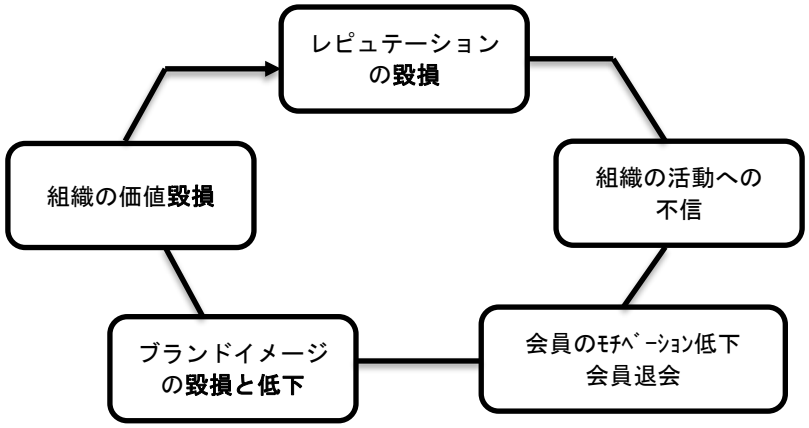
このため、組織としては、緊急時におけるレピュテーションの低下を防ぐ、というリアクションのことばかりを考えるのではなく、平常時から、積極的な行動によってレピュテーションという資産の維持・向上に向けた努力を続け、適切に管理する必要があります。

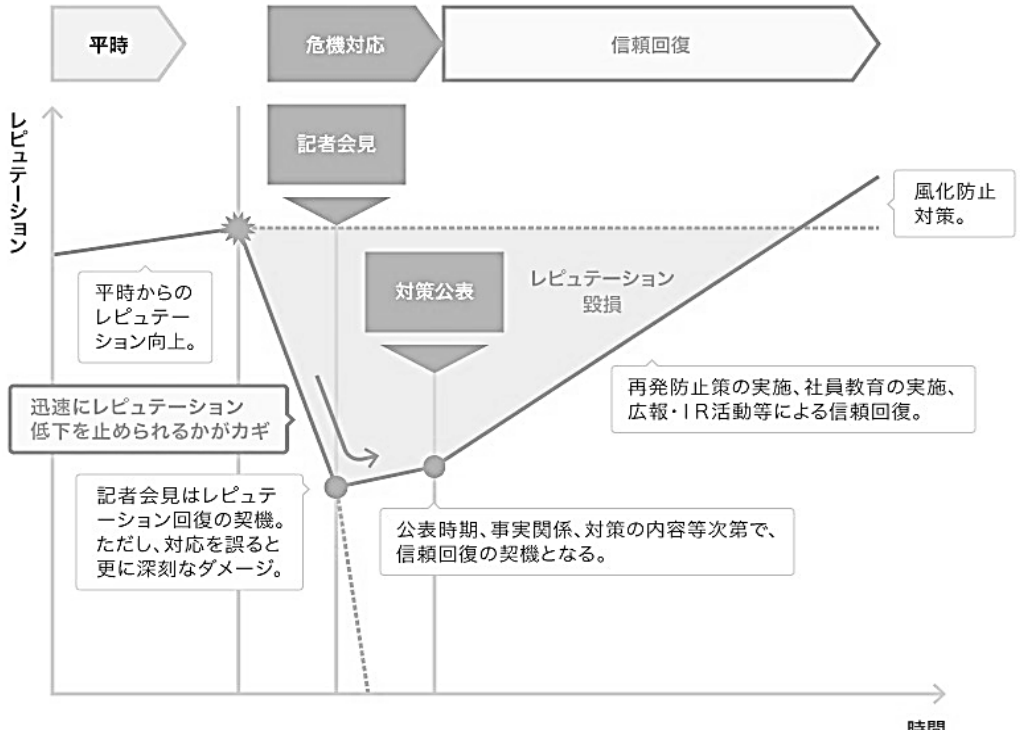
危機発生時の局面

一方、ひとたびレピュテーションを大きく毀損する事態が発生すれば、ロータリーへの信頼度は一気に低下します。これに対し、迅速かつ有効な対策を取ることができないまま放置すれば、会員の士気の低下・退会やロータリーブランド価値の毀損を招き、次には組織の価値の毀損に結び付き、これがさらなるレピュテーションの低下を招くという「負のスパイラル」に落ちることとなり、クラブのレピュテーションを長年にわたって毀損し続けることになります。

負のスパイラル

レピュテーション・マネジメント（有事対応の場合）





出典：経済産業省「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針（グループガイドライン）」（2019年6月28日策定）97頁より引用、修正。

不祥事は、このようなレピュテーションにおける負のスパイラルの代表的な入り口といえるでしょう。そして、ひとたび負のスパイラルに入ってしまえば、転がり落ちていく状況をコントロールすることはきわめて困難です。もし、そのような事態に直面した場合には、状況を漫然と放置して状況を悪化させたり、自らの失策で落ちていくスピードを加速させたりしないように、迅速・的確な対処が必要となります。

では、クラブとして、どのように行動すべきでしょうか。

その指針となるのは、「誠実性＝Integrity」と「適切なコミュニケーション」です。

前述のように、レピュテーションは、社会一般から当該企業に対する評価の集積から成り立っています。社会一般の評価というのは、すなわち、社会に存在する個人の感情の積み重ねです。そして、個人と個人の間の信頼関係は、誠実な人柄と適切なコミュニケーションにより形成されることと同様、個人と組織の間の信頼関係もまた、組織の誠実性と社会とのコミュニケーションの在り方に大きく左右されるのです。

不祥事を自ら公表するかどうか

たとえば、未だ明るみになっていない不祥事を発見した場合にありがちな、最も間違った対応は、「隠ぺい」です。そして、事実が社会に明るみになったときにありがちな間違った対応は「ごまかし」です。隠ぺいや、嘘をつくこと（ごまかしは嘘をつくことと同一視されるでしょう）は、それが故意に基づく行動であると否とにかかわらず、人の信頼を大きく損ねる行動の代表例です。

組織において、自己に不利益な情報を自ら開示するという選択がきわめて難しいことは理解できます。　しかし、インターネット・SNSなどの発展により個人の情報発信力が強化され、これに伴って組織に対するメディア・社会からの監視が強まっている現代においては、すべての不祥事はいずれ世の中に知れ渡るものだと覚悟する必要があります。

このようななかで、仮に、不利益な情報を隠ぺいした事実が発覚すれば、後日に受けるダメージは計り知れないものとなります。

結局、不祥事に直面した組織が社会に誠実性を示すためには、社会に必要な情報については自ら公表し、問題となっている事案の事実関係、発生原因、再発防止策などを併せて説明して透明性を高めることが重要です。

とはいえ、事案の性質や社会への影響の大小に関わりなくすべてを公表することは非現実的です。実際に公表を要するかどうかは、当該問題にかかる情報が「会員の適正な利益を守るために必要な情報であるか否か」という基準に従い、会員目線で判断すべきでしょう。ただし、この点について、当事者である会員が適切な判断を下せるかどうかは疑問が残りますので、客観的な立場からの意見が必要となります。

クラブ役員、地区役員や弁護士や、危機管理委員会の専門家など、第三者的な立場の関係者に正しい情報をシェアし、その意見を参考にして判断を下すことが好ましいでしょう。

「社会的責任」か、「法的責任」か

なお、公表するかどうか、公表するとしてどのような内容にするかを検討するにあたっては、法的責任の問題をレピュテーションの対立利益として意識するべきではありません。クラブの法的責任の回避・限定を優先し、情報を一部隠ぺいしたり、公表する相手先を限定してはどうか、いった意見がクラブ内や外部の第三者から出ることがあるかもしれません。

しかし、このような態度は、「誠実性」や「適切なコミュニケーション」とはかけ離れた態度です。クラブが、目の前の法的責任（賠償責任と言い換えることもできる）の回避を優先して情報を隠匿する行動に出れば、将来のレピュテーションに与えるマイナスの影響は格段に大きくなります。これは、たとえば、質問に対して「ノーコメント」と返答するような場合も同様です。「係争中であること」や「事実確認中であること」などを理由とする場合も見られますが、どのような理由をつけたとしても、社会からは、情報の隠ぺい、虚偽事実の発表、責任回避であると捉えられてしまう危険があります。

不祥事発生時に組織が向き合うべきは社会的責任であって、法的責任ではありません。

組織は、自らが起こした不祥事に対する社会的責任と誠実に向き合わなければなりません。そのために、一時的には大きな法的責任、経済的ダメージを負う事態になったとしても、適切な社会的責任を果たしてレピュテーションの低下を最低限に食い止めることができれば、その後のＶ字回復につなげることも十分に可能なのです。

まとめ

ロータリークラブ会員の不祥事における対応の主体はクラブとなります。

事件が発覚した場合、クラブ理事会はロータリーの組織規定ならびにロータリー章典に従って、速やかな対応を取ることが求められています。

ロータリアンの不祥事における対応の主体はクラブです！

最も重要なことは、事故・事件をいかに事前に防ぐか
（予防－リスクマネジメント）です。
平時からの備えについて研修を継続し、
全てのロータリアンが危機への正しい理解を持つことです。
ロータリーは単年度制であり、また社会環境の変化に
対応するためにも研修が重要です。

第 7 章　シナリオ演習

誰もが安心して参加できるクラブの土台を築くには、ハラスメントが容認されないことを会員に強調して伝え、ハラスメントの報告を直ちに調査することが重要です。ハラスメントに対応する必要が生じた場合に備え、以下の各シナリオについて、**最も適切な対処法と思われる答えを選んでください。**

Q1:
あなたはクラブ会長です。ある女性会員が、クラブの行事で一人の男性から身体を触られたとあなたに伝えました。この女性会員は、この件について理事会や警察には話したくないと言っています。最も適切な対処法はどれでしょうか？

① 打ち明けてくれたことに感謝した上で、どのような対応が取られることを望んでいるかを尋ねる。
② 誰にも伝えたくないという本人の意向を尊重する。
③ ロータリーがハラスメントを一切許容しないことを伝える。警察への連絡を強く勧め、再発防止のために調査を行いたいと伝える。

答え①

Q2:
RI 理事であるあなたに、ある女性の地域リーダーから連絡がありました。この地域リーダーは、ロータリー研究会中に、ガバナーノミニーから SNS 上で中傷的なコメントを投稿されたと言い、ガバナーノミニーから謝罪を受けること、ガバナーノミニーが懲戒処分となること、およびこのガバナーノミニーのリーダーとしての適性を判断するために調査を行うことを求めています。あなたはどうしますか？

① 調査を行う（SNS 投稿内容の確認、地域リーダー、ガバナーノミニー、ガバナーエレクト、現ガバナー、その他の関係者からの聞き取りなど)。
② ガバナーノミニーに連絡し、SNS 投稿の削除と謝罪を求める。
③ 地域リーダーとガバナーノミニー間の話し合いの仲裁役を務め、この件の解決を図る。

答え①

Q3:
あなたはクラブ会長です。あなたが出席しなかった地元のロータリー行事でほかの会員から公の場で中傷されたと、ある男性会員があなたに訴えてきました。この男性は、相手の会員を懲戒処分とするよう求めています。あなたはまず何をすべきですか。

① 自分はこの行事に出席していなかったのでこの件は解決できないと伝える。
② 調査を行うことを伝えた上で、目撃した可能性のある人の名前など、詳細を文書にしてもらう。
③ この件について先方と話し、このような言動が不適切であると指導することを伝える。

答え②

Q4:
あなたのクラブでは、例会に他クラブの女性会員を招き、プロジェクトについての卓話をしてもらうことになりました。卓話の間、あなたと同じテーブルに座っていた男性会員の一人が、この女性会員を見下すような発言をし、卓話の内容がくだらないと述べました。発言を慎むよう会長から言われた男性会員は、自分の席でブツブツと話し始め、ほかの会員の集中を妨げています。気分を害した女性会員は、卓話を早めに切り上げてしまいました。あなたはどうしますか？

① 卓話を集中して聞きたいから静かにするよう求め、卓話を行う人を尊重すべきであることを伝える。卓話を聞きたくないなら退出するよう求める。
② 何もしない。このような言動に対して指導を行うのは、クラブ会長の役割である。
③ 卓話が終わった後で、そのような言動は規律を乱し、卓話をする人にとって無礼であると男性に伝える。卓話のどのような点に問題があるのかを尋ね、もっと適切な形で対処すべきであったことを伝える。

答え③

この男性が攻撃的・挑発的な態度を取った場合には、さらなる措置が必要かどうかをクラブ理事会で話し合いましょう。

Q5:
あるベテラン男性会員が、クラブで初の女性会員の入会に反対し、女性が入るくらいなら自分は退会すると言っています。この女性会員が入会後、例会でこの男性は女性会員との握手を拒み、一言も口を利こうとしません。さらに、この女性が入会して以来、クラブの評判が下がったと言い出しました。女性会員が卓話をした際には、その内容について否定的なコメントを述べました。このクラブの会員であるあなたはどうしますか？

① クラブ会長と話し、このベテラン男性会員がクラブの雰囲気を険悪にしているとを伝える。
② ベテラン男性会員に対し、そのコメントは不適切であり、女性会員の入会に自分は賛成であることを伝える。
③ 何もしない。このような状況に介入するのはクラブ会長や理事会の仕事である。

答え②

Q6:
あなたはハラスメントの申し立てについて調査し、クラブ会長がほかの会員にセクハラをしたと判断しました。警察に被害届も出されました。クラブは次に何をすべきですか？

① 裁判所による決定を待ち、それに応じて対処法を決める。
② その会員を退会処分とし、ロータリーの活動への参加を全面的に禁じる。
③ 青少年活動へのこの人の参加を保留とし、例会や行事に出席しないよう求める。

答え②

これが最善の対処法と言えます。まずは本人と直接対話するのが最善です。コメントが不適切であることを指摘した上で、なぜそのようなコメントをしたのかを尋ね、それが不適切であることを指摘しましょう。

※この冊子は保存用としてご使用ください。

必要に応じて、RI2650 地区ホームページから、閲覧・ダウンロードして関係者で共有ください。